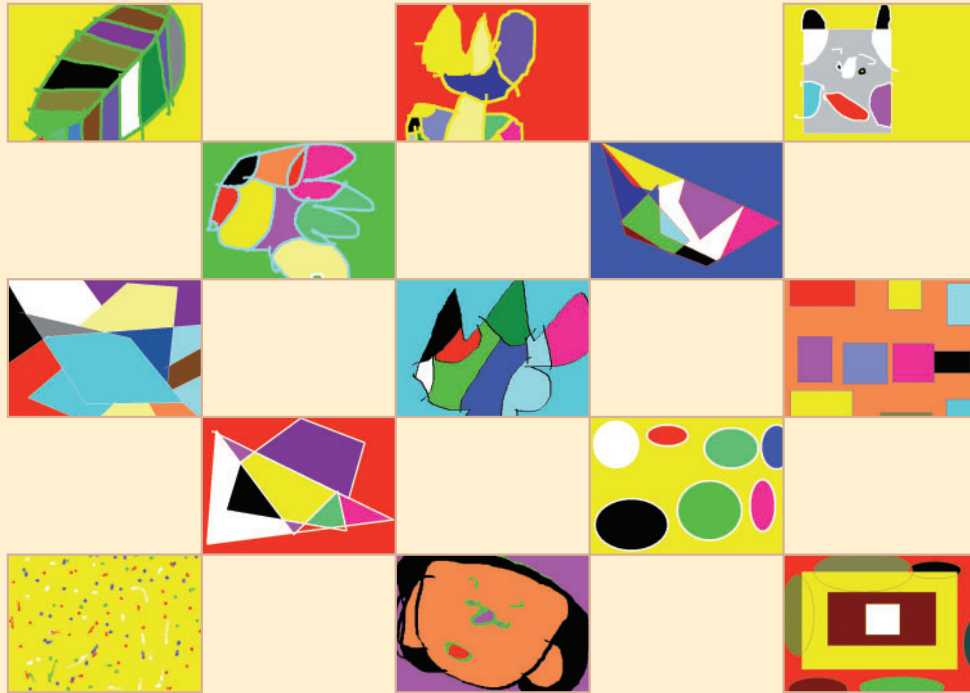


近畿知的障害者福祉大会

へいさい だい かい な ら けん て いくせい かい けん きゅう たい かい な ら し たい かい
(併催) 第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会



と き 平成^{へいせい}19^{ねん}年9^が月9^か日^{にち}（日）

ねん かい かん
ところ なら 100 年 会館

な ら し さんじょうみやまえちょう
奈良市三條宮前町7-1

しゅ　さい　きん　き　て　いくせい　かいれん　らく　きょう　ぎ　かい
主　催：近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

きんき あつ かい
近畿みんなで集まる会

しゃかいふくしほうじんぜんにほんて いくせいかい
社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

しゃだんほうじん な ら け ん て い く せ い か い
社 団 法 人 奈 良 県 手 を つ な ぐ 育 成 会

こう えん ならけん ならけんきょういく いいんかい ならけんしゃかいふくしきょうぎかい
後 援：奈良県 奈良県教育委員会 奈良県社会福祉協議会

奈良市社会福祉協議会

奈良県市長会 奈良県町村会

な ら け ん ち て き し ょ う が い し ょ う せ つ き ょ う が い
奈良県知的障害者施設協会 NPO法人奈良県精神障害者家族会連合会

奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会 奈良県重症心身障害児（者）を守る会
（順不同）

手をつなぐ母の歌

Moderato(♩. =72)

あ つ き ね ー が い に い き る ー ひ と ー い
く と せ か さ ね て い ま も な お ー と
も ー に か た ら ん ま こ と も て ー て
と て を つ な ぐ は は わ れ ら ー

手をつなぐ母の歌

久富吉晴作詞 作曲

① 熱き希^{ねが}いに活きる人

幾とせ重ねて今もなお
共に語らんまこともて
手と手をつなぐ母われら

② 深き希^{ねが}いに活きる人

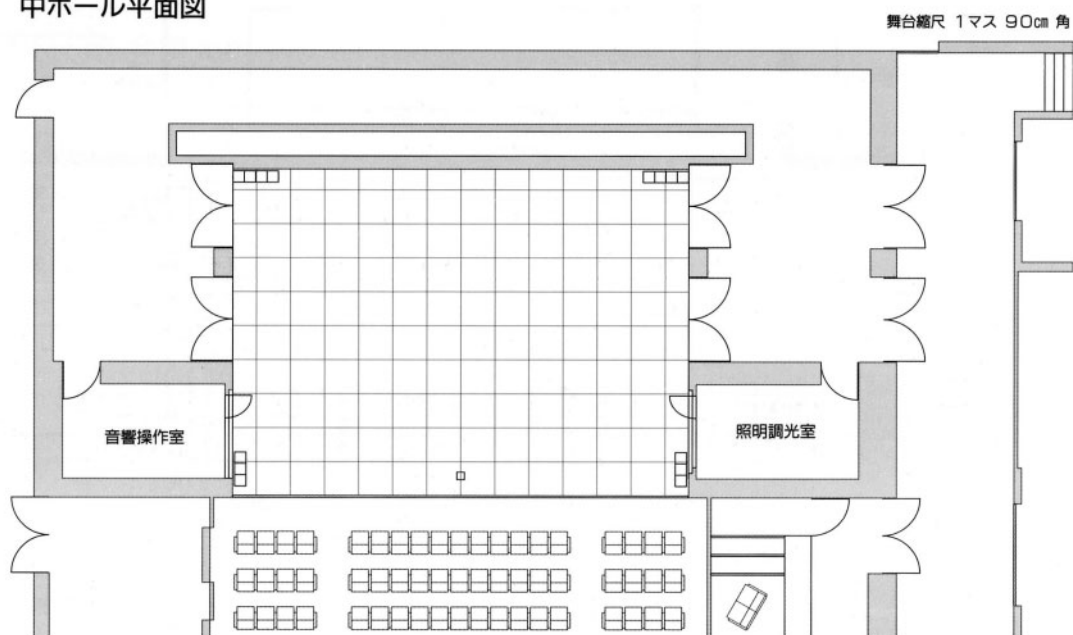
行く手を望みて幸せを
共に拓^{ひら}かんまこともて
手と手をつなぐ母われら

③ 同じ希^{ねが}いに活きる人

光のさしそ^{わか}う母の座を
共に頷^{うなづ}たんまこともて
手と手をつなぐ母われら

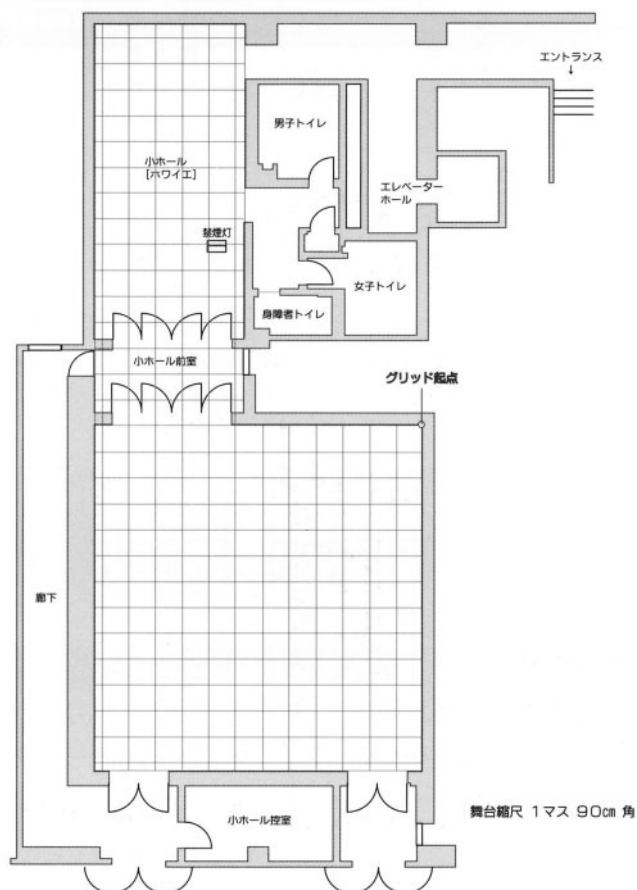
中ホール 舞台図

なら100年会館
中ホール平面図

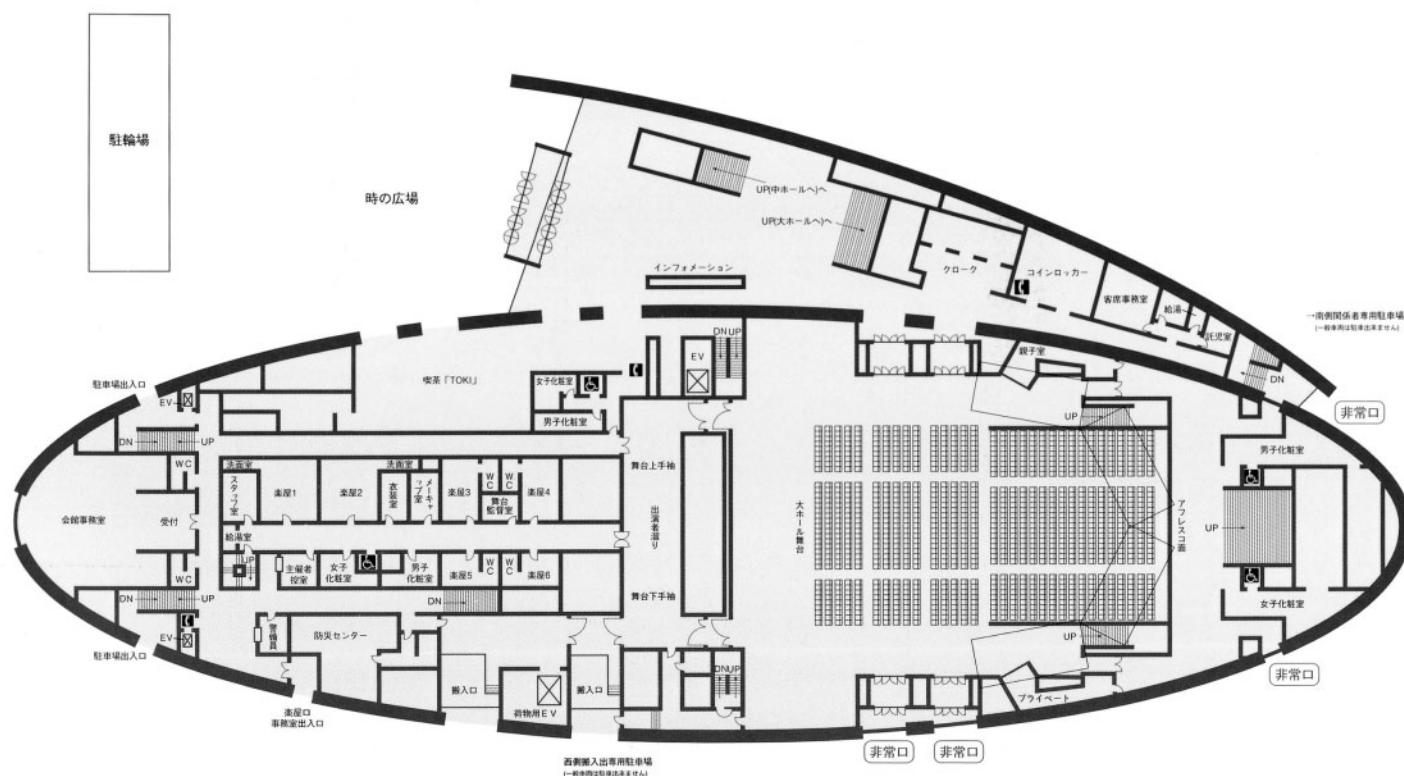


小ホール 舞台図 (地下1階平面図)

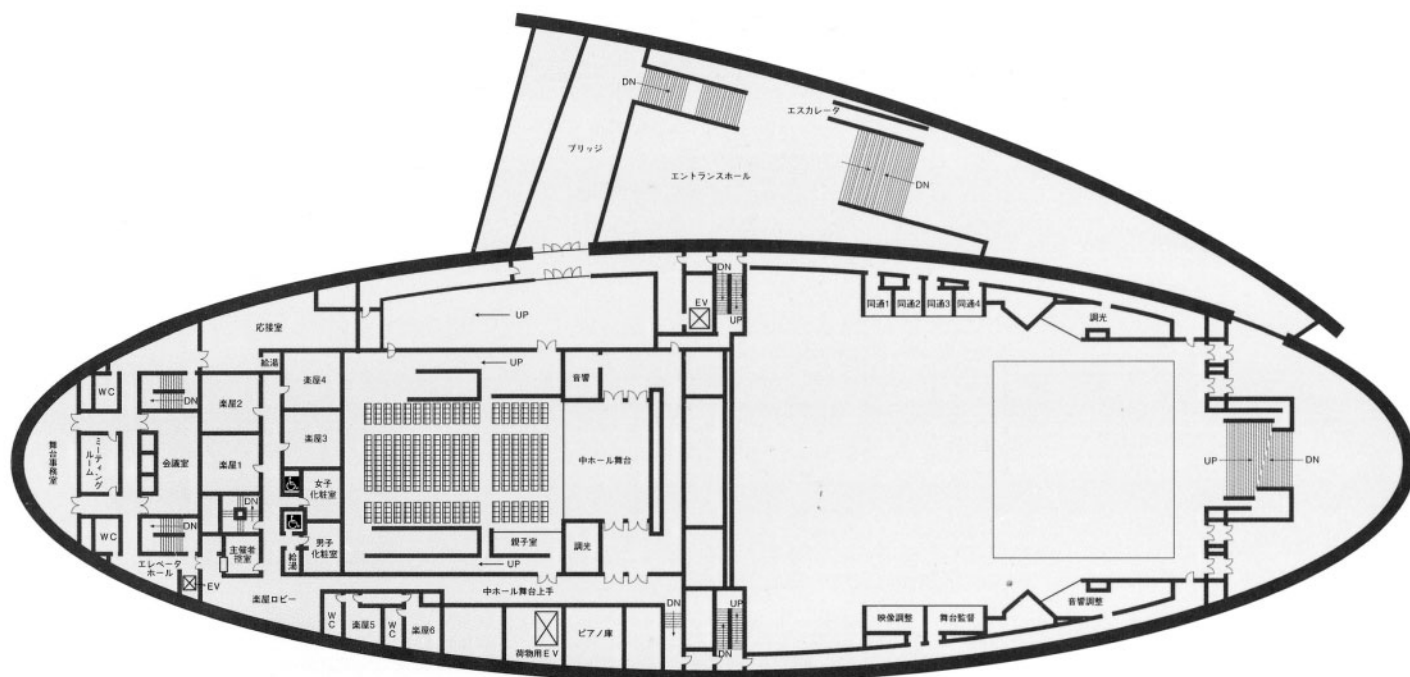
なら100年会館
小ホール平面図



1階平面図



2階平面図



目次

母の歌 会場平面図

あいさつ

近畿育成会連絡協議会	会長	松井美弥子	1
近畿みんなが集まる会	会長	有岡みゆき	2
全日本手をつなぐ育成会	理事長	副島 宏克	3
社団法人 奈良県手をつなぐ育成会	理事長	小西 藤司	5

祝辞

奈良県知事	6
奈良県議会議長	7
奈良市長	8
奈良市議会議長	10
奈良県市長会会長	11
奈良県町村会会長	12

大会要綱	14
近畿手をつなぐ育成会連絡協議会名簿	16
中央情勢	17
近畿各育成会の取組みについて	25
大阪府	25
兵庫県	28
京都	30
滋賀県	33
和歌山県	42
大阪市	52
神戸市	54
奈良県	57

知的な障害のある人の権利擁護を考える

プロフィール（辻川圭乃氏・美作大学薬師寺研究室）	63
P&A－大阪とは？	64
本人大会 時程	65
音楽療法室	66
ハッピーフラワーバンド	67
本人大会（1）発表	69
兵庫県	69
京都	70
和歌山県	71
神戸市	77
奈良県	81

本人大会（2）デイケア	83
大会決議（案）	84
本人大会決議（案）	86
広告	88

ごあいさつ

きん き て いくせいはいれんらくきょう ぎ かい
近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

かいちょう まつ い み や こ
会長 松井 美弥子

だい かいきん き ちてきしょうがいしゃふくしたいかい かいさい きんき かくち たすう みなさま さん か
第46回近畿知的障害者福祉大会を開催しましたところ、近畿各地より多数の皆様にご参加
いただき せいだい かいさい ところ おんれいもう あ
頂きまして、盛大に開催することができましたことに心より御礼申し上げます。

ならけん かいさい あ ならけんいくせいかい みなさま かんけいかくい みなさま たいへん
奈良県での開催に当たりまして、奈良県育成会の皆様はじめ、関係各位の皆様には、大変
せ わ
お世話になりましてありがとうございます。

しょうがいしゃ じりつ しえんほう さくねん がつ かんぜんじっし ていりつ ふたん はっせい
さて、障害者自立支援法は、昨年10月より、完全実施されましたが、定率負担の発生は、
よそう いじょう ちてきしょうがいしゃ ちいきせいかつ えいきょう およ たいおう ねんまつ がつ
予想以上に知的障害者の地域生活に影響を及ぼしました。その対応としては、年末の12月に、
ねんど みなお ひなんてきそ ち げきへんかんわせいさく う だ
21年度の見直しまでの避難的措置として「激変緩和政策」が打ち出されました。

かいご ほけん とうごう し や ほうりつ しこう とうごう あんしょう の あ
介護保険との統合を視野にいたした法律の施行のはずが、統合も暗礁に乗り上げているよう
しょうがいていどにんていこうもく にんてい かた もんだい けんとう はず
です。障害程度認定項目と認定のあり方にも問題があり、検討していただいた筈なのに、そ
ご めいかく ほうこく な じょうきょう
の後、明確な報告も無い状況です。

いくせいかい へいせい ねんど みなお む じったいちようさ いけんしゅうやく おこな せいかつ な
育成会としては、平成21年度の見直しに向けて、実態調査と意見集約を行い、生活が成り
た しょうがいしゃ じりつ しえんほう ようぼうかつどう かんが
立つ、障害者自立支援法になるように、しっかり要望活動をしていかなければならないと考
えています。

ねんど とくべつ しえんきょういく おう きょういく もと しつてきへん
19年度より特別支援教育がスタートしました。「ニーズに応じた教育」が求められ質的変
か もと こべつ しえんけいかく さくせい こ しょうがい
化が求められました。また「個別の支援計画」の作成をすることにより、子どもたちの生涯
みとお けいかく きょういく ふくし ろうどう いりよう れんけい いっそうもと こじん
を見通した計画には教育、福祉、労働、医療の連携が一層求められます。個人のニーズにあっ
きょういく しえん う いくせいかい め ぎ ゆた い ちから やしな
た教育と支援が、受けられる育成会を目指しています。そして豊かに生きる力が養われるこ
きたい おも
とを期待したいと思います。

けんり ようご かんてん せいねんこうけんせいど かつよう かくけんしゅうせいはい けんとう
また、権利擁護の観点からも、成年後見制度の活用についても、各県市育成会で検討いた
おやな あと めせん せいかつしえん かのう ちいきせいかつしえんたいせい こうちく め ぎ
だき、親亡き後も、かれらの目線で、生活支援が可能な、地域生活支援体制の構築を目指し
まい
て参りましょう。

ほんじつ けんしゅう みの おお な せいはい お きたい あいさつ
本日の研修が、実り多いものと成り、盛会に終えることを期待いたしまして、挨拶とさせ
ていただきます。

ごあいさつ

きん き あつ かい
近畿みんなで集まる会
かいちょう ありおか
会長 有岡 みゆき

このたびはおいそがしい中おいでいただき、誠に有難うございます。

わたし きよねん きん き あつ かい かいちょう もら し ごと
私は去年から近畿みんなで集まる会の会長をさせて頂いてます。まだあまり仕事

わ こん ご よろ ねが
とか分かりませんが、今後とも宜しくお願いいたします。

こんかい きん き なか ま た ち はっぴようかい こと がん ば くだ
今回は近畿の仲間達が発表会をする事になりました。みんな頑張ってください。

きん き あつ かい くだ
近畿みんなで集まる会にはいって下さい。

だい かい きん き ち てきしょうがいしゃ ふく し たいかい 第46回近畿知的障害者福祉大会によせて

しゃかいふく し ほうじん ぜん に ほん て いくせいかい
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会

り じちよう そえじま ひろかつ
理事長 副島 宏克

だい かいきん き ち てきしょうがいしゃ ふく し たいかい かいさい
第46回近畿知的障害者福祉大会開催おめでとうございます。

いくせいかい うんどう しょうわ ねん がつ とうきよう にん ははおや はじ
育成会運動は、昭和27年7月に東京の3人の母親によって始められました。

ぜんこく ひろ きん き た あ ねんめ たいへん くろう かせ
それが全国に広がり、近畿でも立ち上がり46年目。大変なご苦勞を重ねられながらこれま
うんどう けいぞく どりよく なみたいてい おも
で運動を継続してこられた努力は、並大抵のものではなかったろうと思います。

くろう どりよく たい ころ かんしゃ けい い ひよう
これまでのご苦勞とご努力に対し、心から感謝と敬意を表します。

ち てきしょうがい ひと か ぞく しあわ ねが いくせいかい うんどう しょうがい ひと
「知的障害のある人とその家族の幸せ」を願うこの育成会運動は、「障害のある人たちの
じんけん かいふく ちいき なか あんしん く しゃかい つく
人権を回復して、地域の中で安心して暮らせる社会を作ること」です。

しゅちゆう すす うんどう いま おお ふしめ
この支柱のもとに進んできた運動も、今、大きな節目にぶつかっています。

くに けいざいせいちよう しょうがい ひと せいかつかんきよう おお か
それは、国の経済成長のもと、障害のある人たちの生活環境が大きく変わったことによる
い かく すす せいかつかんきよう しょうがい ちようじゅしゃ
ものです。医学も進み、生活環境もよくなったことで、障害のあるなしにかかわらず長寿社
かい むか せいど あ
会を迎えるようになり、制度そのものが合わなくなってきました。

か ぞく りんじん ささ じ だい こ たいせつ じ だい か
また、家族・隣人で支えあった時代から、個を大切にする時代へ変わってきました。

ふくし なが し せつ ふくし ちいき ふくし いこう すす
福祉の流れも、施設福祉から地域福祉へ移行が進んでいます。

おお へんかく なか しょうがい ひと じんせい かんが ふくし いりよう きよういく
この大きな変革の中、障害のある人の人生を考えると、「福祉」－「医療」－「教育」
こよう だれ ほしょう けんり ひと かくとく おも
－「雇用」と、誰でもが保障されている権利を一つずつ獲得してきたように思います。

いくせいかい うんどう せい か じんけんようご ことば だいべん
このことはまさに、育成会運動の成果であります。しかし、人権擁護という言葉で代弁さ
とお じんけんしんがい あと た ひと ころ おくそこ しょうがいしゃ さべつ いしき のこ
れる通り、人権侵害は後を絶ちません。これは、人の心の奥底に「障害者差別の意識」が残っ
おも
ているからだと思います。

いくせいかい うんどう ささ つぎ せ だい にな わか ひと いくせいかい ばな き
また、これからの育成会運動を支える次の世代を担う若い人たちの育成会離れも気になり
ます。

いま いくせいかい うんどう かんが とき げんてん もど こと しょうがい こ こそだ しえん か
今、育成会運動を考えた時、原点に戻る事、すなわち障害のある子の「子育て支援」、「家
ぞく しえん ほんにん ちから そだ きほんてき と く みな お
族支援」、さらには「本人の力をどう育てるか」という基本的な取り組みを見直さなければ
ならないのではないかとと思っています。

おや かんが
これまでは親が考えてきました。これからは本人を中心に、本人と一緒に考えるのです。

してん た じんせいぜんぱん かんが ひつよう
その視点に立ち、人生全般を考えてみる必要ではないでしょうか？

て いくせいかいさん き ち く みなさま と く の こ つぎ もくひよう
手をつなぐ育成会近畿地区の皆様の取り組みが、これらを乗り越えられ、次の目標のため
いっち だんけつ うんどう せいか あ きたい
一致団結してさらなる運動の成果を上げられることを期待しております。

ごあいさつ

しゃだん ほうじん なら けんて いくせいかい
社団法人 奈良県手をつなぐ育成会

り じ ち ょ う こ に し ふ じ も り
理事長 小西 藤司

だい かい きん き ち て き し ょ う が い し ゃ ふ く し た い かい なら ち せい だい かい さい ころ
第46回近畿知的障害者福祉大会をこの奈良の地で盛大に開催できますことを心よりうれし
く存じます。

きん き かく ち らい ひん み な さ ま ふ く し か ん け い し ゃ い く せい かい いん み な さ ま そう ち ょ う さ ん か
近畿各地よりご来賓の皆様、福祉関係者、育成会員の皆様には、早朝からご参加いただき
あつ れい も う あ
厚くお礼申し上げます。

こん たい かい し ょ う が い し ゃ じ り つ し え ん ほう じ し い ち ね ん む か ほう う た
今大会は障害者自立支援法が実施され、まもなく一年を迎えます。この法で謳われている
ち い き ふ く し し ょ う ち ょ う し え ん り ね ん み む す きん き かく ふ け ん し い く せい かい こん に ち
「地域福祉」や「就労支援」の理念が実を結ぶために、近畿各府県・市育成会で、今日まで
く ろ う な ゃ た が て い あ ん たい かい え せい か きん き
苦勞したり悩んだりしていることを互いに提案して、この大会で得た成果を近畿ブロックか
ら、“これがいいのよ！障害者自立支援法”を全国の育成会の仲間に発信できたらとの思い
し ょ う が い し ゃ じ り つ し え ん ほう ぜん こ く い く せい かい な か ま は つ し ん お も
で《障害者自立支援法の充実は私たちの手で！》を基本テーマといたしました。

し ゅ だ い ま な は た ら い く た の さ さ
主題テーマ『学ぶ』・『働く』・『生きる』・『暮らす』・『楽しむ』を支える！の5つ
のキーワードは、だれ に ん げ ん じ こ じ つ げ ん たい せ つ か だ い ご ぜん し ゅ だ い
誰もが人間としての自己実現するための大切な課題です。午前は主題をど
うとらえ、どのように実践しているか、各テーマに沿った具体的な発表を、午後からは、「知
て き し ょ う かい ひ と け ん り ま も ギ じ たい け ん
的な障害のある人たちの権利を守る」とはどのようにしなければならぬか疑似体験をしな
がら楽しい、肩の凝らない参加型を計画しました。

どう じ し ん こ う ほん に ん たい かい ひ と たい せ つ た の し ゅ だ い
同時進行しています本人大会はQOLの一つとして大切な『楽しむ』を主題に smile ! smile !
あい こと ば ほん に ん たい かい かん が た の
smile ! を合言葉に本人大会の(1)では‘みんなで考えよう・みんなで楽しもう’、(2)では‘み
んなでつくろう・みんなであそぼう’ は っ ぴ ょ う
を発表してくれます。

ほん に ん たい かい ね ん ね ん じ ょ う じ つ お お せい ち ょ う つ ね
この本人大会が年々充実し、大きく成長していることは、うれしいことですが、常にサポー
い た だ み な さ ま か ん し ゃ れ い も う あ
トして頂いている皆様に感謝とお礼を申し上げます。

なら い ま ね ん ま え ふ く し げ ん て ん す ば ふ く し り ね ん じ つ
おわりに、奈良は今から1300年前に、福祉の原点となるような素晴らしい福祉の理念が実
せん たい かい あ た ら か ち か ん ふ く し り ね ん せい か
践されたところであります。この大会が新しい価値観をもった福祉理念になるような成果を
き たい あ い ざ つ
期待して挨拶いたします。

ご 祝 辞

なら けんち じ あら い しょう ご
奈良県知事 荒井 正吾

だい かい きん き ち てき しょうがいしゃ ふく したい かい せいだい かい さい よろこ もう あ
「第46回近畿知的障害者福祉大会」が盛大に開催されますことを、お慶び申し上げますと
きん き かくち らい けん みなさまがた ところ かんげい
ともに、近畿各地からご来県いただいた皆様方を、心から歓迎いたします。

みなさまがた へい そ ち てき しょうがいしゃ じりつ しゃかい さん か そくしん ち い き じん
皆様方には、平素より知的障害者の自立と社会参加の促進のため、それぞれの地域でご尽
りょく
力いただいておりますことに対し、深く謝意と敬意を表する次第です。

こんかい かい さい きん き ち てき しょうがいしゃ ふく したい かい きん き かくち みなさまがた いちど う つど しょうがいしゃ
今回開催されます近畿知的障害者福祉大会は、近畿各地の皆様方が一堂に集い、「障害者
じりつ し えん ほう じゅうじつ わたし て さまざま か だい い けんこうかん おこな
自立支援法の充実は私たちの手で」をテーマに、様々な課題についての意見交換が行われる
かんけい しゃ そうご こうりゅう はか しょうがいしゃ ほんにんたいかい かい さい まこと
とともに、関係者相互の交流が図られ、さらに、障害者本人大会も開催されますことを、誠
い きふか ぞん
に意義深く存じます。

さくねん どの しょうがいしゃ じりつ し えん ほう し こう ふく し たい けい こ こ
さて、昨年度障害者自立支援法が施行されました。これにより福祉サービスの体系が、個々
しょうがい てい ど こべつ しきゅう けつてい おこな しょうがい ふく し しょうがい
の障害の程度などをふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、障害のあ
ひと ゆう のうりょく てきせい おう じりつ にちじょうせい かつまた しゃかいせい かつ いとな
る人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよ
じゅうみん もとと み ちか しちようそん ちゅうしん じっし ち いきせい かつ し えん じぎょう たい べつ
う、住民に最も身近な市町村を中心として実施される「地域生活支援事業」に大別され、そ
もと かくしゅ し さく じっし
れに基づく各種施策が実施されているところです。

けん ことし がつ しょうがいしゃ じりつ し えん ほう ぐたいてき じっし けいかく なら けん
また県においても、今年3月にこの障害者自立支援法の具体的な実施計画である「奈良県
しょうがい ふく し けいかく ささ さくてい しょうがい ひと ひと ち いき あんしん く
障害福祉計画～ともに支えあう～」を策定し、障害のある人もない人も「地域で安心して暮
きほんりねん ち いきせい かつ いこう し えん しゅうろう いこう し えん すうちもくひょう しょうがい ふく し
らす」という基本理念のもと、地域生活移行支援、就労移行支援の数値目標や、障害福祉サー
き ばんせい び じんざい いくせい ほうこうせい さだ すで さくてい ず なら けん しょうがい しゃ ちようき けいかく
ビスの基盤整備、人材育成の方向性などを定め、既に策定済みの「奈良県障害者長期計画2005」
いったいてき そうごうてき こうかてき と く すすめ みなさまがた いっそう り
と一体的、総合的かつ効果的に取り組みを進めてまいりますので、皆様方のより一層のご理
かい きょうりょく ねが もう あ
解・ご協力をお願い申し上げます。

さい ご ほんたいかい かい さい あ じんりょく かたがた ふか けい い あらわ
最後に、本大会の開催に当たり、ご尽力いただいた方々に深く敬意を表しますとともに、
さん かしゃ みなさまがた けんしやう かつやく きねん もう あ いわ ことば
参加者皆様方のご健勝・ご活躍を祈念申し上げて、お祝いの言葉といたします。

ご 祝 辞

な ら け ん ぎ かい ぎ ち ょ う つ じ も と あ け お
奈良県議会議長 辻本 黎士

ここに、近畿各地から多数の方々をお迎えして、第46回近畿知的障害者福祉大会が盛大に開催されますことを、衷心よりお祝い申し上げ、皆様のご来県を心から歓迎申し上げます。皆様方には、平素から、近畿のそれぞれの地におきまして障害者福祉の向上のためにご尽力いただいておりますことに深く敬意を表します。

さて、障害のある人もない人も、互いに助け合いながら等しく生活をし、平等に社会参加ができる社会を実現することは、みんなの願いであります。

こうした中、我が国におきましては、「国際障害者年」等を契機として、少しずつではありますが社会環境が整備され、障害者の社会参加も増えてまいりました。また、障害者が、障害の種別や年齢に関わりなく住み慣れた身近な地域できめ細かなサービスを受けられるよう、各地方自治体において、住民の多様なニーズに応じた福祉サービスが提供されているところであります。

今後も、障害者がそれぞれの地域で、地域の一員として主体性をもって自立した生活ができるよう、生活基盤や就労環境の整備等支援施策を充実し、すべての人が「ともに生きる」社会の実現を目指さねばなりません。

奈良県議会といたしましても、障害者にとって厳しい社会環境にある今、障害者が自らの能力を最大限に発揮し、自分らしく生きていけるよう、一層の努力をしまっている所存であります。

知的障害者を支えられる皆様がこうして一堂に会され、「学ぶ」・「働く」・「生きる」・「暮らす」・「楽しむ」をテーマに、障害者福祉の充実と障害者の社会参加促進に向けた協議をされますことは誠に意義深く、大会の成功を心からお祈り申し上げます。

終わりに、近畿手をつなぐ育成会連絡協議会をはじめ関係団体のますますのご発展と、ご参加の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

ご 祝 辞

な ら しちょう ふじわら あきら
奈良市長 藤原 昭

だい かい きん き ち てきしょうがいしゃふくしたいかい しょうがいしゃ じりつ しえんほう じゅうじつ わたし て きほん
第46回近畿知的障害者福祉大会が『障害者自立支援法の充実は私たちの手で！』を基本テー
マとし、盛大に開催されますことを心からお喜び申しあげますとともに、各地からお越しの
みなさまがた な ら し みる だいひょう ところ かんげいもう
皆様方を、奈良市民を代表して心から歓迎申しあげます。

しょうがいしゃ じりつ しえんほう しこう ねん いじょう す しょう じ しゃ かたがた しえんたいせい おうのう ふたん
障害者自立支援法が施行され1年以上が過ぎ、障がい児・者の方々の支援体制が応能負担
から応益負担になるなど障害者福祉行政は大きく変革いたしました。

こうした中で、今回の大会が、～『学ぶ』・『働く』・『生きる』・『暮らす』・『楽し
む』を支える～を大会主題とし開催され、特に生活の質の一つとしての『楽しむ』ことの大切
さや、様々な問題を「みんなで考えよう」として企画されましたことは、参加されました
方々にとって非常に意義があると期待するものでございます。

たいかい つう きん き しょうほう きょうゆう はか こうりゅう いっそうふか まこと
また大会を通じ、近畿ブロックでの情報の共有を図り、交流を一層深められますことは誠に
意義深く、皆様方のご熱意とご努力に深く敬意を表す次第であります。

ことし な ら し な ら ししょう しゃふくし きほんけいかく さくてい
今年、奈良市におきましては、「奈良市障がい者福祉基本計画」を策定し、「ノーマライ
ゼーション すべての人がすべての条件に関わりなく、その人らしく生活できる社会」「リ
ハビリテーション 人間らしく生きる権利の回復」の2つの理念を基本に据え、やさしさと
ふれあいのあるまちづくりを目指しています。さらにこの計画には、新たに制定された障害
しゃじりつ しえんほう そ しょうがいふくしけいかく ないよう ふく じんかく こせい そんちよう あんしん く
者自立支援法に添った障害福祉計画の内容も含まれ、「人格と個性を尊重し、安心して暮ら
すことができる地域社会の実現」を理念に据えて、地域の実情に応じた障害福祉サービスの
ぐたいてき すうちもくひょう せってい こん ご みなさまがた きょうりよく いただ こま ところ
具体的な数値目標を設定しました。今後は、皆様方のご協力を頂きながら、きめ細かな心の
ふくし しさく すいしん つと かんが
こもった福祉施策の推進に努めたいと考えております。

たいかい つう しゃかいぜんたい こせい みと あ たす あ い
この大会を通じ、社会全体がそれぞれの個性を認め合い、みんなが助け合って生きていく
あたた ところ も い たの しゃかい しん
温かい心を持ち、みんなで生きていくことを『楽しむ』ことができる社会になることを信じ
ています。

さいご
最後になりましたが、ほんたいかい おお せいこう おさ
きんき て いくせい
会連絡協議会」のますますの発展と、みなさまがた けんしょう かつやく いの もう
いわ ことば
祝いの言葉といたします。

へいせい ねん がつ か
平成19年9月9日

お祝いの言葉

奈良市議会議長 峠 宏明

第46回近畿知的障害者福祉大会並びに第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会が、古都奈良の地で盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

さて、社会状況は激しく変化し、福祉におきましても、いわゆる支援費制度から障害者自立支援法への移行、また医療制度の改革が進められるなど、現在、新しい福祉制度の構築に向けての大きな転換期を迎えております。

また、地方分権が発展し、いわゆる三位一体の変革により地方交付税総額が縮小され、所得税の一部が住民税に移譲されましたが、国から地方への税源移譲は十分でなく、各地方自治体の財政状況も厳しさを増しております。

このような中、行政は障がい者の方々やそのご家族が真に幸せを感じ、地域の中で日々生き生きと希望を持って生活していただけるよう、効率的で効果的に施策を展開することが求められているところでございます。

奈良市議会といたしましても、誰もが幸せに暮らせる福祉社会の実現を目指して、皆様とともに歩んでまいりたいと存じます。

結びに、近畿手をつなぐ育成会連絡協議会並びに社団法人奈良県手をつなぐ育成会の更なるご発展と、本大会にご参加いただいた皆様方のご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。お祝い申し上げます。

きん き ち てきしょうがい しゃ ふく し たい かい よ
近畿知的障害者福祉大会に寄せて

な ら けん し ちょうかい
奈良県市長会

かいちょう うえ だ きよし
会長 上田 清

だい かいきん き ち てきしょうがいしゃふくしたいかい こと な ら ち たすう さんかしゃ え せいだい
第46回近畿知的障害者福祉大会が、ここ古都奈良の地で多数の参加者を得て盛大

かいさい ところ よろこ もう あ きん き かく ち いき さん か みなさま
に開催されますことを心からお慶び申し上げ、近畿各地域から参加されました皆様

がた たい ところ かんげいもう あ
方に対し心から歓迎申し上げます。

さくねん ど しょうがいしゃ じりつ し えんほう はじ とし みなさま
さて、昨年度においては、障害者自立支援法の始まりの年であり、皆様におかれ

へんかく いちねん おも じりつ し えんきゅうふ しょうがいしゃ じりつ
ましては、変革の一年であったと思われまます。自立支援給付のように障害者の自立

し えん もくてき ぜんこく いちりつ きょうつう ていきよう ち いきせいかつ し えん じぎょう ち
支援を目的に全国で一律で共通に提供するサービス、また、地域生活支援事業は地

いき じつじょう しょうがいしゃ ち いき せいかつ ささ
域の実情にあわせ、障害者の地域における生活を支えるさまざまなサービスがあり

し えんほう い じゅうじつ きん きいくせいかい かいいん みなさまがた いちどう
ます。これらの支援法を活かし、充実させるため近畿育成会の会員の皆様方が一堂

かい じょうほう きょうゆう れんらく き のう じゅうじつ ひつようせい まこと い ぎ ぶか
に会され、情報を共有し、連絡機能の充実をはかることの必要性は誠に意義深いこ

ぞん
とと存じます。

わたし し ちょうかい しょうがい かたがた ち いきしゃかい じりつ
私ども市長会といたしましても、障害のある方々が地域社会において、自立し、

あんしん せいかつ まい みなさまがた いっそう ちからぞ
安心して生活できるまちづくりをすすめて参りますので、皆様方の一層のお力添え

たまわ ねが もう あ
を賜りますようお願い申し上げます。

ほんたいかい かいさい じんりよく かんけいしゃ かたがた かんしゃ
おわりに、本大会の開催にあたり、ご尽力いただきました関係者の方々に感謝を

もう あ さん か みなさまがた けんしょう た こう ところ き ねん
申し上げますとともに、参加されました皆様方のご健勝とご多幸を心から祈念いた

かんげい あいさつ
しまして歓迎のご挨拶といたします。

ご 挨拶

な ら けんちょうそんかい
奈良県町村会

かいちょう おか い やす のり
会長 岡井 康德

だい かいきん き ちてきしょうがいしゃ ふくしたいかい な らたいかい にほんじん こころ さと こと な ら かいさい
第46回近畿知的障害者福祉大会（奈良大会）が、日本人の心のふる里、古都奈良で開催されるにあたり、奈良県内町村長を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

きせつ むか な ら こうえん き ぎ ひ ま あき けはい かん こころ ほん
さわやかな季節を迎え、奈良公園の樹々も日増しに秋の気配を感じる頃になりました。本日、近畿から各地お越しの皆様方を多数お迎えし、本大会が盛大に開催されますことを心から歓迎申し上げます。

みなさま つね ひ ごろ ふくし こうじょう しゃかいさん か どりょく かさ しょうがい
皆様には、常日頃から福祉の向上と社会参加にたゆみないご努力を重ねられまして、障害を克服し、社会の各分野でご活躍しておられますことに対し、深く敬意を表す次第であります。

げん か ぎょうせい と ま かんきょう か そ か しょうし こうれいか しんこう くわ ちいきけいざい けいき
さて、現下の行政を取り巻く環境は、過疎化、少子高齢化の進行に加え、地域経済も景気回復を実感できるまでに至らない極めて厳しい状況にあり、都市と地方との地域間格差もまた急速に拡大しております。

さくねん がつ しょうがいしゃ じりつ しえんほう もと あら し せつ じぎょうけい い こう ふくし
昨年10月、障害者自立支援法に基づき、新たな施設・事業系への移行など福祉サービスが実施されたところであります。しかしながら、急激な制度変化は、障害者の自己負担の問題、障害者施設の経営問題、また、それぞれ市町村独自による福祉施策に差が生じる等、障害者福祉の現場は不安定なことも事実です。

なか きん き ちてきしょうがいしゃ ほんにん か ぞく ちてきしょうがいふくし かんけいだんたい みなさまがた
こうした中、近畿の知的障害者ご本人とご家族をはじめ知的障害福祉関係団体の皆様方におかれましては、この大会を通じて、「－障害者自立支援の充実は私たちの手で－」をテーマに、皆様が地域で生活する上での諸問題について、積極的に討論、研究され、連携をより深められますことは、誠に意義深いものと存じ上げます。

わたし ぎょうせい たんとう もの いた かくはん ふくし しさく すいしん
私ども、行政を担当する者と致しましても、各般にわたり福祉施策を推進しているところではありますが、国・県・市町村・福祉関係団体等がそれぞれの立場で役割を分担し、将来を展望した福祉施策の推進をはかることが大事であると考えます。

きん き かくち さん か くだ みなさま こうりゅう いっそうふか ゆうじょう きぼう わ さら ひろ
近畿各地からご参加下さいました皆様の交流を一層深められ、友情と希望の和を更に広げ
たいかい よ おも で ねんがん
られ、大会の良き思い出となりますようお願いいたします。
お ほんたいかい しょ き もくてき たっせい みなさまがた こんごますます かつやく たこう きねんもう
終わりに、本大会が所期の目的を達成され、皆様方の今後益々のご活躍とご多幸を祈念申
あ
し上げ、ごあいさついたします。

へいせい ねん がつ
平成19年9月

1. 趣 旨：平成18年度は、障害者自立支援法の施行に伴い激震の1年でした。そして、平成19年度がスタートし、障害者を取り巻く環境は激変につぐ激変の状況です。国の施策においては

- － 特別支援教育の開始－ 『学ぶ』 『育む』
- － 障害者雇用促進法の改定－ 『働く』 『自立』
- － 障害者自立支援法の策定－ 『生きる』 『暮らす』

など、障害者・児の『学ぶ』 『働く』 『生きる』 『暮らす』を支えるすべての支援体制が変わろうとしています。これからの福祉は障害者本人の個別支援計画をキーワードとしている視点から、この流れに乗り遅れないよう、権利擁護団体として育成会は《連絡・相談・調整》機能の充実をはかることを目的とする活動推進が必至です。

組織として、国・県・市町村におけるネットワークを持つのは、知的障害福祉関係団体としては、育成会しかありません。このサポートネットワークを最大限に活かし、近畿育成会の会員が情報を共有することにより、真に必要な障害者自立支援法を、私たちの手で充実させるための福祉大会であることを願っています。

2. 大会主題

『学ぶ』・『働く』・『生きる』・『暮らす』・『楽しむ』を支える

3. 基本テーマ

近畿ブロック発

— 障害者自立支援法の充実は私たちの手で！ —

4. 主 催：近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

近畿みんなで集まる会

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

社団法人奈良県手をつなぐ育成会

5. 後 援：奈良県 奈良県教育委員会 奈良県社会福祉協議会

奈良市 奈良市教育委員会 奈良市社会福祉協議会

奈良県市長会 奈良県町村会

奈良県知的障害者施設協会 NPO法人奈良県精神障害者家族会連合会

奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会 奈良県重症心身障害児（者）を守る会
(順不同)

6. 参加対象

知的な障害のある方およびその家族、関係機関・団体・施設等の職員・一般市民
その他

7. 日 時：2007年9月9日（日）午前10時～午後3時30分

(受付9時30分～)

8. 会 場：なら100年会館

9. 時 程： 9：30－受 付

総合司会 都築由美 手話通訳者 木下理恵 杉田昌代 山崎真季

10：00－式 典（開会宣言・主催者挨拶・来賓挨拶）

手をつなぐ母の歌 茶木敏行 tenor solo

10：30－近畿各府県・市育成会の現状と取組みについて

『学 ぶ』・・・兵庫県・奈良県

『働 く』・・・滋賀県・神戸市

『生きる』・・・和歌山県・大阪市

『暮らす』・・・大阪府・京都府

12：00－全日本育成会よりメッセージ

～全日本育成会から近畿育成会へ～

全日本手をつなぐ育成会 副理事長 金子 健

12：30－昼 食

13：20－知的な障害のある人の権利擁護を考える

～学ぶ・働く・生きる・暮らす・楽しむを支える～

1 部 芝居仕立ての「行列のできない法律事務所」

辻川法律事務所 弁護士 辻川圭乃

2 部 疑似体験をしてみよう！

《P&A大阪による疑似体験》

会場の皆さまが主役です。参加型疑似体験をしませんか？

被害者・加害者になる障害者の姿を寸劇風に、わかりやすく解説すると共に、障害者の疑似体験を通じ、我が子への接し方と親としての権利擁護の再確認

15：00－閉会式

決議文の承諾

次期開催地の挨拶（和歌山県）

閉会のことば

15：30－閉 会



交通のご案内

＜「近鉄奈良」駅下車の場合＞
奈良交通バス「JR奈良駅」方面行き乗車。「JR奈良駅」停留所で下車。
駅北側踏切を渡り「日航ホテル」西側左折、徒歩約5分

＜「近鉄新大宮」駅下車の場合＞
徒歩約12分。

＜JR「奈良」駅下車の場合＞
西口改札を出てすぐ。

※駐車場（奈良市営JR奈良駅（西口）地下駐車場）

※会場及び近隣の駐車場は台数の
限りがあるため、ご来場の折には
電車バス等の公共交通機関のご利
用をお願いします。

近畿手をつなぐ育成会連絡協議会

社会福祉法人 大阪知的障害者育成会

〒537-0023 大阪市東成区玉津2-11-28 石川ビル2F
Tel 06-6975-3370 Fax 06-6975-3350

財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会

〒651-0062 兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-18 兵庫県福祉センター内
Tel 078-242-4644 Fax 078-242-4069

社団法人 京都手をつなぐ育成会

〒602-8143 京都府京都市上京区堀川丸太町下ル 京都社会福祉会館内
Tel 075-812-1700 Fax 075-812-1701

社団法人 滋賀県手をつなぐ育成会

〒520-0044 滋賀県大津市京町4-3-28 厚生会館内
Tel 077-523-3052 Fax 077-523-3052

N P O 法人 和歌山県手をつなぐ育成会

〒640-8319 和歌山県和歌山市手平2-1-1 和歌山ビッグ愛7F
Tel 073-423-4801 Fax 073-423-4802

社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会

〒543-0021 大阪府大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内
Tel 06-6765-5621 Fax 06-6765-5623

社団法人 神戸市手をつなぐ育成会

〒650-0014 兵庫県神戸市長田区御蔵通4丁目205番2 育成会館1階
Tel 078-515-5242 Fax 078-515-5244

社団法人 奈良県手をつなぐ育成会

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター内
Tel 0744-29-0150 Fax 0744-29-0151

2007年（平成19年）度

中央情勢報告

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

はじめに

社会も育成会運動も、進むべき方向を模索しています。政府の各施策の「構造改革」は、成果が現れる前に混乱と軋轢を引き起こしています。これがどのように収束し、打ち出された基本理念が実現されるのか、国際的な激動と連動し、乗り遅れず、先走らず、着実に進まねばなりません。全日本育成会の混乱ぶりは、筆舌に尽くし難いものがありますが、育成会運動は、知的障害のある人とその家族の期待に応え、生き残るために、現時点での中央情勢報告を致します。

1. 2007年は歴史に記憶される年

猪年である2007年の激動は、知的障害者とその家族の記憶に深く刻みこまれるでしょう。国の制度改革を巡る動きは、戦後体制を大きく変貌させるものといえます。小泉内閣の「構造改革」を継承し、発展させようとする安倍内閣は教育基本法等の重要法案を改正し、憲法改正さえも視野に入れて、国会内外で強力な働きかけを行なっています。その評価は人によってかなり異なるでしょうが、まさに歴史的な変革期であることは否定できません。

これらの動きを背景にしながら、障害者施策の各種「改革」は、戦後の積み重ねを大きく揺るがしています。それが、発展のための＜胎動＞か、成果を否定する＜後退＞なのかは後世の評価に委ねるとして、現実的な困難と混乱は、障害者とその家族は勿論、支援のための各種サービス体系の現場においても、深く大きく広がろうとしており、それが今日の閉塞状態を作っているといえるでしょう。突破口をどのように見いだすか、まさに、正念場を迎えています。

一方、国連の場を初めとした権利を確立する動きは、急速な高まりを見せています。今や権利や尊厳の保持は、理念としての＜スローガン＞ではなく、現実的な＜達成目標＞になって来ました。障害者権利条約は予想外の早さで採択され、千葉県における「障害のある人も

ない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」、成年後見制度への取り組みなど、具体的に動きは広がっています。サービスの量の問題から、生活（人生）の質が問われる時代になってきました。しかし、関係者の意識が、これに付いて行けていません。

育成会運動は昨年、創立55周年を迎えました。その記念事業として、映画「筆子その愛」の制作協力等を行ない、最大の取り組みは『再生構想〈案〉』に基づく、我が身（運動・組織）の見直しでした。それに付随して行なわれた「特別監査」によって示された内容は、衝撃の一言あり、激震が走りました。

2. 障害者自立支援法の施行と運営上の改善

「社会福祉基礎構造改革」の過程として提起され、多くの議論を呼んだ障害者自立支援法は、4月より一部、10月より完全施行となりました。その理念を高く評価し、「制度の＜持続＞のための苦策」と受け止め、成立の推進を掲げてきた全日本育成会は、政令・省令・実施要領等が示される中で、「運用上の改善を求める」方針を固め、主に与党に強力に働きかけました。その結果、1200億円に上る『激変緩和策』が取られたのです。

しかし、あくまでも当面の対応策であり、本質的な改善策とは言い難いものがあります。この法は、当初から「3年後の見直し」を前提としており、そのための本質的な議論と対応が不可欠であります。特に、附則で示された就労支援策と所得保障は、3年以内に示されることが前提となっています。そのため、政府においては「自立支援推進本部」を立上げ、民間レベルでも検討が進められていますが、明確な方式を見出し得ていません。

一方、介護保険制度の拡大による施策は前回の保険制度改革の際に、またもや積み残された課題であります。そのため厚労省は「有識者会議」を立ち上げて議論を重ねています。しかし、自立支援法による混乱で、3年前に比べると周りの環境は激変しました。また、「有識者会議」での議論が、充分見えてきません。そのため全日本育成会はヒアリングに際し、「結論を出せる状況ではない」として、会の内部での討論を重視し、態度決定を先延ししました。

厚労省は育成会の協力を得て、本人に向けてわかりやすい「解説パンフレット」を作成しました。その取り組みに敬意を表しながらも、解説ではなく、具体的かつ積極的な中身の展開を期待します。重ねて強調すれば、就労支援と所得保障の策は急を要することです。

3. 小規模作業所緊急支援策と将来の展望

地域福祉の重要な資源となった小規模作業所は、「個別給付事業を最終目標（ゴール）」とすることにより、通所援護事業としての国の補助金は、2005年度にて終了することになりました。そのため全日本育成会は、具体的な「行動計画」を昨年3月の理事会で決定し、政府の基本方針に対応することになりました。すなわち、法定内事業化へ全力を挙げるという事であり、同時に激変緩和策と新規事業への新たな制度の創設を求めて来ました。

自立支援法を評価しながらも、小規模作業所の事業を重視する3団体（育成会・日身連・全家連）は、加盟の小規模作業所に『移行のアンケート』調査を共同で実施すると共に、与党（自民党・障害者の小規模作業所を支援する議員連盟）に対して、「緊急要望書」を提出し、強力な働きかけを行なって来ました。その結果、『激変緩和策』の一環として＜小規模作業所緊急支援策＞が打ち出され、3団体と緊密な連携を取って実施する事になりました。

全日本育成会は、「説明文書」を作成し、『説明／相談会』を開催し、急激な動きに対応してきました。しかし、この＜事業＞、形としては「新規事業」ですが、趣旨は、法内事業化に至らない通所援護事業所への救済策であります。そのため、どうしても実績が前提とされ、知的に関してはその幅を持たせましたが、対象から外れる作業所もあり、全面的に評価できるものではありません。あくまでも、3年間の救済策であるため、本質的な対応が迫られます。

国の「構造改革」の趣旨と、障害者自立支援法から判断すると、運営組織の法人化と事業の法内化は避けられないと考えます。その方向を踏まえ、各作業所においては地方自治体と緊密な連携を取りながら、現実的かつ適切な対応を進める必要があります。見方を変えれば、この方向性と現状は、大躍進する千載一遇のチャンスであり、現にそれを生かした作業所も出てきました。

4. 作業所への最賃法の適用と労働施策の見直し

作業所の現状と将来展望が議論され、模索される最中に衝撃的な報道がなされました。全日本育成会の正会員団体が運営し、社会福祉法人を設立し、移行したばかりの作業所に、最低賃金法違反の嫌疑がかかり、労働基準監督局から改善指導を行なう方針だという読売新聞の2月19日の記事です。すなわち「事業所等で働かせ、賃金を払った場合は労働者である」として、旧労働省により出された、昭和26年の局長通知による労働基準法の適用除外規定に

合致しない限り、最低賃金法は適用されるというものです。

この「神戸育成会問題」は、全国の関係者に少なからぬ衝撃を与えました。それは「障害があろうと労働者として守られる」という原則を確認できたからであり、作業所は、最低賃金を払える実態ではないという現実があるからであります。また、この「局長通知」の内容は現実離れしており、実態に全く則していないからです。そして、これは小規模作業所のみ
の問題ではなく、日中活動事業（就労継続支援事業・授産施設等）の全てに当てはまるのです。

確かに、経営上の問題は否定できず、この点については、率直に認め改善が求められます。
しかしながら、本質を隠蔽してはなりません。

障害を理由に労働政策から排除し、労働法規のみを適用するという、国の政策の矛盾と欠陥を根本から修正しない限り、＜労働者性＞について、どのように解説し、「適用除外」対応の指導を行っても、問題の本質的な改善はできません。いまこそ、本質的な労働政策の確立が不可欠なのです。この問題は、民事訴訟（司法）と国会質問（立法）に端を発しています。政府（行政）の劇的な政策転換がなされなければ、報道機関も国民（利用者・事業者）も納得できないのです。

5. 「障害程度区分」と障害の定義／概念／名称

障害者自立支援法は、当初から多くの課題を抱えていました。その一つが、新しい「障害程度区分」です。介護保険制度の方式を基本に作られた新「障害程度区分」は、知的障害の＜特性＞を無視しており、支援度の測定が正確でない、というのが関係者の意見です。その結果、利用者（障害者）においては利用の範囲、事業者においては報酬水準に影響し、不利な状況に追い込まれると言うものです。そして関係者は改善を求めました。

実際はどうなったか。その正確な報告は、その他の問題（単価や職員配置等）の議論にかき消され、確認することができません。「二次審査の段階で個別に対応する」という基本方針は、絵に書いた餅だったのか、具体的な効用性はあったのか、又「障害」の概念についての理解はどのように現実に対応されたのか本質的な検討が不可欠です。

なぜなら、「障害特性」とは何か、特に「社会モデル」とは何か、関係者から明確に示されていません。「大阪・八尾事件（2007.1.17）」で明らかになった、犯罪歴のある障害者の要支援度の評価と体制はどのように論じられているか、障害程度区分見直しの第二次の委員会は、政治的な動向によって撤回され、新たに動きが進んでいますが、その場で徹底的に

論じられる必要があります。

「知的障害」はあまりにも、恣意的に処遇されてきました。1月24日に公表された2004年度の調査結果では、前回より9万人増えたとしながら、人口比わずか0.43%としています。このようなデータでの施策は、始める前から失敗が予測されます。数さえも恣意的な現状で、正確な「障害程度区分」を求める事は無いものねだりでしょう。又「発達障害」の概念と用語をめぐる混乱も、政府のご都合主義が影響していると指摘せざるをえません。早急に正常化されるべきです。

6. 「特別支援教育」の実施と戦略転換の可能性

「障害程度に応じた＜特殊教育＞から、ニーズに合わせた＜特別支援教育＞への転換」と、文字通り鳴り物入りで提起された教育改革は、学校教育法の改正によって制度化され、本年度から本格的に実施されます。書物や文書では、まさに「特別支援教育」のオンパレードです。しかしながら、当初からある不安や疑問は解消され、現場の体制は十分に整備されたのでしょうか。言葉（看板）だけの变化でなく、実態としての改革につながることを強く願っています。

学校教育法の改正の議論と平行して、国連の間では、障害者権利条約への、わが国（文科省）の対応が注目を浴びていました。なぜなら、国連文書で初めてインクルージョン（支援付き共生）の理念が明示された「障害者の機会均等化に関する基準規則（1993）」に対し、わが国政府（文科省）は圧力をかけ、条文を修正させることにより、心ある関係者の輦蹙を買ったという歴史があるからです。そして今回も＜修正案＞を提案していました。

しかしながら、当事者団体との協議の積み重ねや、他の省庁との意見交換と調整、何より与野党の国会議員の活躍により、文科省は大きく方針を転換し、大臣は国会の場において「インクルーシブ教育」の受け入れを表明しました。そして、国連でも＜修正案＞を撤回したのです。これは、歴史的な快挙であり、関係者の英断と覚悟に、心から敬意を表したいと思います。

ついに「山は動いた」のです。やっとわが国も、国際レベルのスタート台に立てたのです。しかし、教育には問題が山積みしています。理念や戦略として受け入れても、具体的な方法は、これから検討して行かなければなりません。

7. 障害者権利条約の採択と国内施策への反映

昨年 of 歴史的な快挙は、国連での障害者権利条約の採択であり、千葉県における「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の制定でした。又、育成会運動においては、成年後見事業を自らの手で実施する事を目指した「知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業」の実施でありました。まさに、国内外でそして官民挙げての取り組みが実現したのです。

その背景には、障害のある人の長年の苦しみとそれを抜け出すべく、自らの意志と行動がありました。

国連本部では、8回の特別委員会と1回の作業部会が重ねられ、国際育成会連盟の代表は先頭で奮闘しました。そして、全日本育成会の代表（長瀬修・川島聡）の両氏は、この会議の全てに参加し、条約文の翻訳を成し遂げたのです。

千葉県議会に対する、千葉縣市育成会の強力な働きかけ無くしては、県条例の成立は実現しませんでした。まさに、国内外での育成会運動が、障害者の権利と尊厳を守るシステムを作り上げようとしているのです。

これからの課題は、条約の国内での批准であり、法律や制度への反映であります。言い換えると反映抜きの批准であってはなりません。看板の架け替えでお茶を濁されたら、歴史に対する冒瀆です。また、差別禁止条例は、全国の自治体に広げなければならず、国としての差別禁止法を成立させなければなりません。ある面では、いよいよ育成会運動の本番が到来したといえます。昨年の「研究プロジェクト」は、民法での制度を利用したの、権利擁護の方策の検討でした。これからは、具体的な実践の段階に入ります。また、内閣府の国民生活局と共に、悪質商法から障害者を守る活動も高まりを見せてきましたので、育成会としての強力な取り組みが求められます。知的障害者の権利擁護団体としての育成会の役割は、更に高まりを期待されてきました。

8. 本人活動の進展と早急に取り組むべき課題

1930年のI I世界会議（パリ大会）に触発されて始まったわが国の、本人活動は着実な広がりを見せ、今や本人の存在とその活動は、育成会運動において欠かす事のできないものになりました。いや、そのことにより、運動そのものが活性化され、豊かで深まりのあるものになっています。国連の権利条約議論の場で、「私たちのことは、私たち抜きで決めるな」

という主張が、まさに常識として定着しました。

「育成会・再生構想〈案〉」では、本人諸氏の役員への登用の道を提起し、総務委員会での討論に委ねました。結論としては、課題提起は実現しませんでした。その理由は、責任論との未調整であり、組織的には未整備によるものと理解しています。まず運動・組織の運営者としての法的責任をどのように支援しカバーするか、という問題があります。後見人制度における欠格事由との関係で、法律上の問題をクリアーする必要もあります。

もう一つは、「組織」として育成会での位置付けと、それゆえの選出方式の正当性の問題があります。自然発生的に雨後の筍のように生まれ、グループとして自由に活動を進めてきた運動を組織の枠組みで論じ、はめ込むことの困難さと、無意味さも指摘されています。しかし、役員という地位と役割は、組織の議論になりますので、その点での整理が前提になります。

知的障害者本人活動では、高い倫理観と技能を有する支援者の存在が不可欠です。極限すれば、彼らによって活動が左右されます。支援者の養成と登録システムを含めた組織化は、常識以前の事です。関係者にその認識が深まらず、具体的なプログラムは提案されません。このプログラムの検討は、全日本育成会が行なう事業の1つといえます。

9. 国際活動の重要性の認識と今後の展望

国連での権利条約の採択と各国の法律や制度への波及を考えると、国際的な関係づくり（国際活動）は、今や全国組織では、必然とさえいえます。障害関係の民間団体は、それぞれの国際組織と連携し、その活動を活発化させています。しかし、育成会においては出遅れと低調の感はいなめません。委員会活動のみに依存し、それが全組織的な広がりを見せていません。

今後は、内部で世界の中の位置付け、アジアの中の位置付けを議論していく必要があります。世界会議の招致についても検討を始めなければなりません。

10. 今後の育成会運動の展望

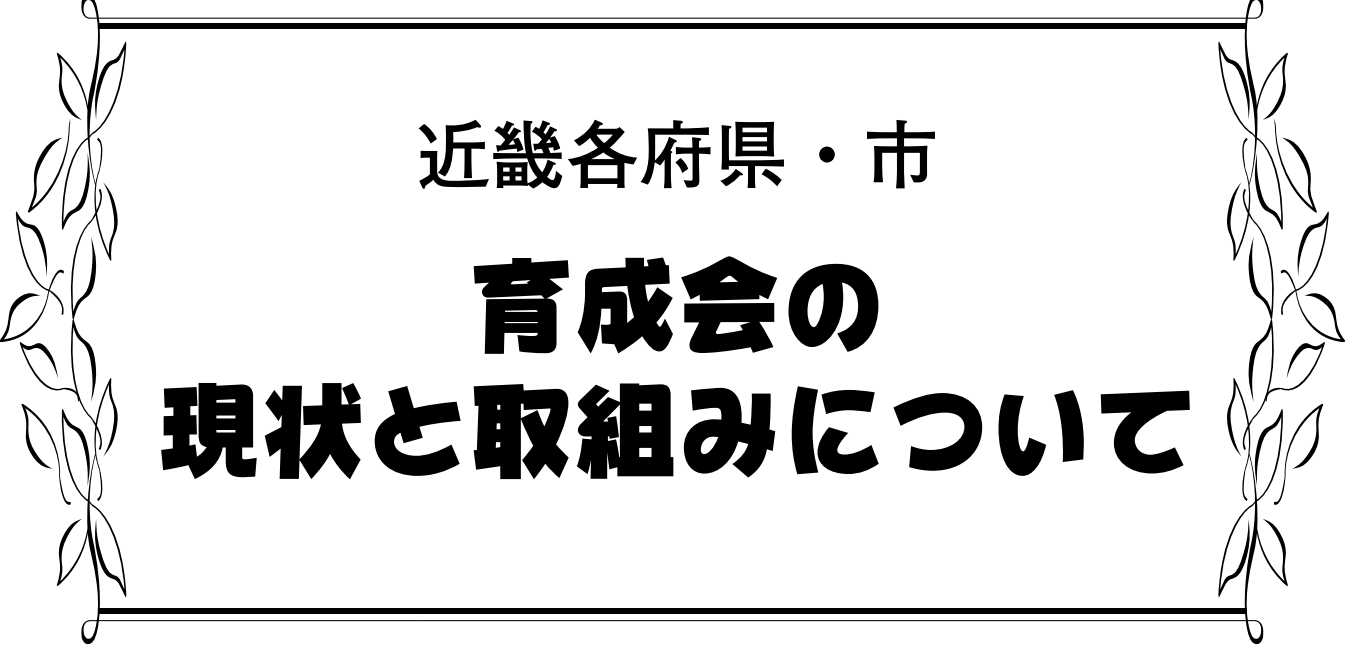
福祉制度の変革により、様々な混乱を引き起こしておりますが、知的障害のある人の幸せを願った育成会運動であります。この点のみを基準にして、混乱の根源的な収束と再生がなされなければなりません。育成会は、知的障害者と家族の団結の成果であります。実態把握

に努め、私たちの思いを結実させるために今こそ力を合わせる時です。

今、育成会運動は、新しい動きと強力なリーダーシップが求められています。地域の中での権利と尊厳が公正に守られるよう、育成会運動そのものに求められるものも、変化してきました。私たちは、都道府県育成会と政令市育成会の協力のもとに、全国の連合体組織として、毅然とした公正な活動をし、適正な情報提供をしていく責任があります。＜知的障害のある人と、その家族の幸せ＞という視点のみの運動を展開し、育成会活動を充実させることを確認致します。

 終りに

育成会運動は、本質的な再生をしていかなければなりません。歴史があるゆえに、その負荷もあります。しかし、それ以上に信用・期待・実績という大きな＜資産＞があります。運動を興し、ここまで発展させていただいた先達に感謝したいと思います。そして、改めて大切な全日本手をつなぐ育成会の砦を守りたいと考えます。皆様、更なるご理解とご支援を、何よりのご参加を心よりお願い申し上げます。



近畿各府県・市

**育成会の
現状と取組みについて**

「暮らす」を支える

大阪知的障害者育成会
理事長 藤田 光司

1 「暮らす」とは人生そのもの

- ・ これまでの人生は、
- ・ これからは、

2 支援があれば地域で「暮らせる」

- ・ 人権尊重と安心
- ・ 所得保障
- ・ 余暇活動

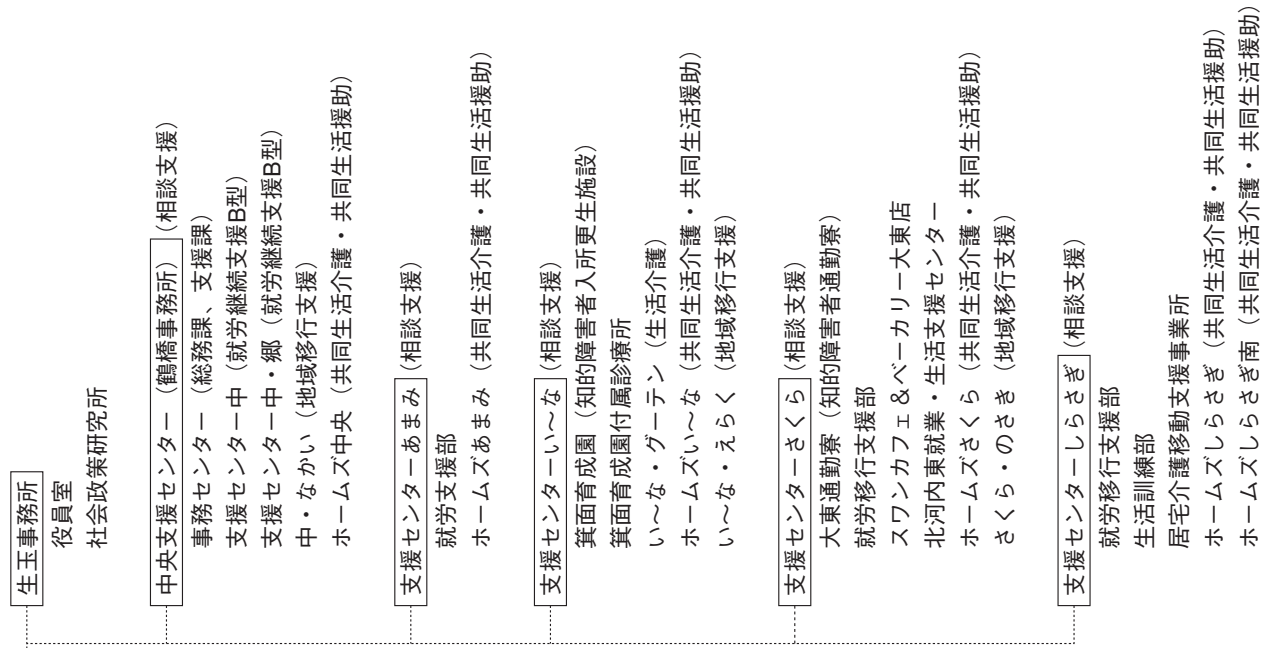
3 知的障害児・者の側に立った、そして質の高い「安心して暮らせる」支援を

- ・ 大阪育成会の支援事業
- ・ 支援センターしらさぎの事業について
 - ① 日中活動の場としての通所授産施設：「白鷺園」
 - ② 住まいの場としての：「グループホーム・ケアホーム」
 - ③ 困ったときの相談窓口としての：「相談支援事業」
 - ④ 家での暮らしを支援する：「居宅介護（ホームヘルプ）」
 - ⑤ 外出の支援（ガイドヘルプ）：「移動支援事業」
 - ⑥ 自分でできることを増やす：「自立生活訓練事業」

4 今後の課題

- ・ 成年後見

組織図(抜粋) (平成19年10月1日予定)



～「支援センターしらさぎ」からのお知らせ～

支援センターしらさぎでは、下記の障害福祉サービスを行っています(平成19年10月1日現在)

日中活動の場としての「白鷺園」が下記の事業に移行しました。

就労移行支援事業

働きたい！就職したい！を支援します。

企業等への就労を希望する人に、働くために必要な力をつけるための訓練や、職場見学、職場実習を行い、就労につなげます。就職後の定着支援も行います。

自立訓練(生活訓練)事業

就労への前段階の支援から始めます。

まずは、基本的な社会生活力をつけてから、将来、自分がどんな生活をしたいのかを考えていく支援を行います。

住まいの場としての

グループホーム・ケアホーム

＊堺市内に5ヶ所、堺市周辺に

4ヶ所のホームを支援しています。

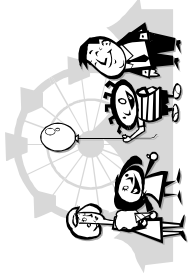
相談支援事業 堺市受託

地域で生活することを支援するため
の相談窓口です。堺市内にお住まいの方のいろいろな相談をお受けします。



家でのくらしを支援する

居宅介護・重度訪問介護 (ホームヘルプ)



外出の支援(ガイドヘルプ)

移動支援事業

自分でできることを増やす

自立生活訓練事業 (マンションでの宿泊訓練です。)

「学ぶ」 自立支援法から見えてきたこと

財団法人 兵庫県手をつなぐ育成会
副理事長 細見 頼子

「兵庫のしょうがい福祉を考える会」を福祉関係15団体で設立する

(事務局 兵庫県手をつなぐ育成会)

主な活動

1. 緊急集会 全県域で2回 各ブロック毎にも開催
2. 兵庫県行政との懇話会
3. 各団体との情報公開
4. 兵庫県選出の国会議員との懇話会

【自立支援法】に関する兵庫県独自の政策等

①低所得利用者の減免

- ・通所授産施設利用者の利用料（低所得1、2区分は1/2）
- ・移動支援事業の利用料（低所得1、2は1/2）
- ・医療型障害児施設利用料（低所得1・2,500円 低所得2・5,000円）

②地域生活への移行促進

- ・圏域コーディネーターを配置、市町の相談支援体制を支援する（10圏域）
- ・G・H、ケアホームの整備促進（H23までに497人分・精神1280人分）
- ・G・H、ケアホーム利用者に対する家賃補助（低所得1,2のみ1/2 上限20,000まで）

③一般就労への移行

- ・障害者雇用率1.8%達成大作戦の展開（障害者専門職業紹介事業の実施、県によるジョブコーチの養成・支援）
- ・「障害者就労相談支援員」の配置による求人登録の促進
- ・障害者応援企業登録制度
- ・県における障害者雇用の率先行動（本庁並びに各県民局にて1、2名の知的障害者を半年間 日々雇用を実施中）

④障害福祉サービス基盤の整備推進

- ・ G・H・ケアホームの初年度設備費（バリアフリー化改修、備品、敷・礼金の助成）
- ・ G・H新規開設サポート事業（県育成会への委託事業）
- ・ 小規模作業所への県単独運営費助成の継続
- ・ 既存施設の新体系移行に向けた団体等との意見交換会

⑤発達障害者の支援

- ・ 療育手帳の交付（知的な障害を伴わなくても交付する H18・240名）
- ・ サポートファイルの活用

「暮らす」を支える

社団法人京都手をつなぐ育成会
小規模作業所 “七”
所長 櫻井 基生

生活支援事業

1. 緊急集会 全県域で2回 各ブロック毎にも開催
2. 育成会生活支援事業は市のレスパイト事業を含み、単身生活者の総合的な支援、他の法定内事業の補完的な役割など、幅広い機能を担ってきました。本事業は極めて柔軟な対応力を持つことで、変化に富んだ生活の襞に取り付くことを可能にしようとしています。それだけに、事業として線を引いて確立することが困難になるという弱点を持っているといえます。しかし、特に知的障害という個別の状況には、具体的な支援に到るまでの長い試行錯誤が必要な場合が多く、こうした柔軟性はどうしても今の段階では欠かせないのではないかと考えています。

生活支援事業

- アテンダント派遣
- 相談、面談
- クラブ活動

単身生活者を中心とした生活支援

単身生活者の場合、一般的な概念を共有できないことなどが思わぬ問題を生みます。近隣とのトラブルを避けつつ、生活がある程度維持する（食事、清掃、ごみだし、金銭管理）には御本人の納得を得た上での介入が不可欠になります。納得が得られるまでには長い時間の経過と粘り強い一貫性のある取り組みが必要で、その為には、関連性を維持しつつ、なぜそうなるのかに迫れる場が必要です。その場として、作業所や、定期的な面談、余暇活動が重要になってきます。また、一番大きな問題として、孤立感や、疎外感、などが根底に横たわっていてそれが大きな問題へと発展する芽となります。夕方から夜にかけて、また休日などを余暇活動の支援で埋めていく、本人が主体的に参加できるコミュニティの形成の応援をする、そこから発展した形で個々の対人関係を援助するといった作業が必要となります。

主な具体的活動

- ・日常生活を営む上での問題点の洗い出し
- ・問題になるところへの公的支援の検討
- ・他の事業所と結び生活の確立への応援
- ・公的支援につなぐことが何らかの理由で困難な場合のアテンダントの派遣などを使った応援
- ・住居の確保
- ・それに関連する各種手続きの応援
- ・安否確認
- ・健康状況の確認
- ・余暇の支援等
- ・午後5時以降随時の相談

御家族を含めた様々な支援活動

御家族と御本人が同居されている場合、御家族の御要望にもなるだけお応えし、暮らしを支えるお手伝いになればと考えています。中には非常に厳しい状況のご家庭もあり、何とか状況を改善するための御役に立ちたいと願っています。ただ、環境の変化や、日常の流れの変化が、高い緊張や、不安を呼び、かえって御家族の負担を大きくする結果につながる場合もあります。どこにどれだけのリスクがどんな確率で存在するのかを、出きるだけ明確にししながら、日常的な負荷とのバランスの中で何ができるかを提案させていただくようにしています。また、リスクを小さくするためなるべく定期的な接触の場を作り関係性を作っておくようにしています。また、行動上の問題が負荷を大きくしている場合、その問題の背景となる御本人の苦しさからアプローチできることが理想なので、電話での相談や訪問などを通じ、少しずつ状況を解き明かしていくような形をとることも多くあります。

主な具体的活動

- ・アテンダント派遣などによる緊急時等の対応
- ・トワイライトサービスを利用した定期的な活動
- ・クラブ活動などによる状況の把握
- ・通所などの支援 ・訪問による状況の把握 ・午後5時以降随時の電話相談
- ・御自宅で昼間を過ごされる場合のタスクや作業の提供

生活支援事業がご期待にこたえられなかったケース

本事業に相談に訪れる方の大半は、行動上の問題の軽減を主訴としてこられます。しかし残念ながら先ず接触できる機会を得ることが困難であったり、たとえ接触できても、スタッフの割ける時間が限られており、状況を把握するのがやっとで、ある程度の方向性を見出すまでにあまりに時間がかかりすぎ、結果として何も出来ずに終わることの方が多くなってしまう。

これは作業所で現状を維持するための対応で精一杯となり、何も出来ないまま、長い時間を経過し、小さなきっかけで通所自体が困難になったりするケースと構造は似ているといえます。物理的環境、人間的な余裕のなさ、知識と技術の不足といった点が大きな要因となっているようです。また、基本的には、直接その人を介助しようとするものではなく、その点では、あまり役にたつものではないといえます。中心となるスタッフが状況を見極めつつ、長い時間をかけ試行錯誤を繰り返しながら、各種のサービスをコーディネートしていくという形が、比較的风险も小さく、実効性の確保できるケースが多いようである。

恐らく、今現在、どの程度の情報負荷に耐えられるかをそれなりの角度で判断することが出来るためであろうと思われます。

働くを支える

滋賀県小規模作業所／通所授産施設連絡協議会会長
社会福祉法人全日本育成会理事
白杉 滋朗

1. 知的障害者の置かれてきた（いる）労働環境

- * 基本的には排除（役立たずという位置付け）
- * 軽度は条件付（最賃除外）雇用
- * 重度は家族による囲い込み

2. 福祉的就労の果たした役割

- * 座敷牢や収容施設からの解放
- * 社会参加が障害者理解につながる
- * 重度も働くことへの意識付け

3. 福祉的就労からの脱却

- * 意識付けから要求水準の変化
- * 国際障害者年の提案（完全参加と平等）
- * 作業所運動の実践の積み重ねから

4. 地方の独自の障害者雇用施策（福祉分野から）

- * 30年にわたる作業所施策←要求水準の変化に応じて
- * 実践と制度の合流←少数ではあるが（なぜ少数か？それで良いのか？）
- * 箕面市（大阪府）・滋賀県・札幌政令市・鳥取県

5. 滋賀県社会的事業所

- * 共同作業所制度の創設（1978）社会参加を保障
- * 機能強化〔事業所型〕型共同作業所（2000）雇用関係の一部義務付け
- * 滋賀県社会的事業所（2005）
 - ・完全雇用の事業所型ではない（就労継続A型でもない）
 - ・障害者の働く場は社会的事業所で良いのか？
 - ・地域の一般事業所の社会的事業所化
 - ・社会的事業所や福祉的就労の無くなる日を目指して

6. 重度の人でも働いて社会参加を！

大津市社会的事業所運営事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県社会的事業所設置運営要綱に基づき、障害のある人もない人も対等な立場で一緒に働くことができる形態の職場を設置している者に対し、予算の範囲内において、その運営に要する経費の一部を補助し、もって在宅障害者の就労の促進及び社会的、経済的自立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 社会的事業所 社会的事業所とは、次に掲げるすべての要件に該当する事業所をいう。

ア 障害者従業員が5名以上20名未満で、かつ、雇用割合がおおむね50%以上（実人数算定）であること。

イ 障害者従業員が就労を継続し、維持できるように支援する機能を有していること。

ウ 社会的事業所内外において、障害者理解等の啓発活動を行っていること。

エ 社会的事業所の経営機関に障害者従業員が参画していること。

オ 従業員全員と雇用契約を締結していること。

カ 労働保険（労働者災害補償保険、雇用保険）の適用事業所であること。

キ 事業所としての経営方針、経営計画が適切であるとともに、利益を上げるための経営努力がなされていること。

(2) 障害者従業員 障害者従業員とは、次に掲げる者であって、市内に住所を有し、市長が社会的事業所での就労を適当と認めたものとする。

ア 療育手帳を有する者

イ 身体障害者手帳を有する者

ウ 精神障害者保健福祉手帳を有する者又は病院における治療の結果、回復途上にある精神障害者で、精神科医師の診断に基づき、市長が社会的事業所での作業等が適当と認めたもの

エ 上記に掲げる者のほか、上記に準じる者で市長が社会的事業所での作業等が適当と認めた者

(社会的事業所の設置主体)

第3条 補助の対象とする社会的事業所の設置主体は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、社会福祉法人若しくはこれに準ずる団体又は社団法人とする。

（設備及び運営の基準）

第4条 この要綱において、社会的事業所における設備及び運営の基準については、労働関係法令の規定に準拠するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、社会的事業所の運営費、管理費及び特別加算費とし、その内容は別表に定めるところによる。

2 前項の経費のうち、管理費及び特別加算費に対する補助金は、社会的事業所が本市の区域内にあり、かつ、市内に住所を有する者が障害者従業員の半数以上を占める社会的事業所の設置者に対して支給する。

（補助金の額）

第6条 前条に規定する経費に対する補助金の額は、別表の補助金の区分のそれぞれについて、同表により算出した補助基準額と当該社会的事業所が当該年度において支出した額とを比較して、いずれかの少ない方の額を合計した額とする。

2 この補助金は、社会的事業所が円滑に運営を行うために交付するものであり、その目的が達成されたと認められるときには、補助金の交付を行わない。

（交付申請）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 社会的事業所運営事業調書（別紙1）
- (2) 補助金算出内訳書（別紙2）
- (3) 利用者状況調書（別紙3-1）
- (4) 収支予算書（別紙4-1）

（決定通知書）

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市社会的事業所運営事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市社会的事業所運営事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市社会的事業所運営事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 社会的事業所運営事業調書（別紙1）
- (2) 補助金算出内訳書（別紙2）
- (3) 利用者状況調書（別紙3-2）
- (4) 収支予算書（別紙4-1）

（承認通知書等）

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市社会的事業所運営事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市社会的事業所運営事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市社会的事業所運営事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知（様式第10号）若しくは大津市社会的事業所運営事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（実績報告書）

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市社会的事業所運営事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 社会的事業所運営事業費精算調書（別紙5）
- (2) 事業開設状況調書（別紙6）
- (3) 利用者状況調書（別紙3-1）
- (4) 収支決算（見込）書（別紙4-2）

（確定通知書）

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市社会的事業所運営事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求）

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第15条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付請求書（様式第15号）とする。

2 前項の交付請求書には、社会的事業所運営事業調書（別紙1）を添付しなければならない。

(取消通知書)

第16条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市社会的事業所運営事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により行うものとする。

(返還通知書)

第17条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市社会的事業所運営事業費補助金返還通知書（様式第17号）により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第18条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る障害者従業員名簿（様式第18号）、金銭出納簿、設備備品台帳（様式第19号）、作業（活動）日誌（様式第20号）その他必要な証拠書類綴を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、当分の間、補助の対象とする社会的事業所の設置主体は、大津市障害者共同（働）作業所運営事業費補助金交付要綱に定める障害者共同（働）作業所又は大津市機能強化型障害者共同（働）作業所運営事業費補助金交付要綱に定める機能強化型障害者共同（働）作業所を現に運営している者に限る。

補助対象費目

区分	対 象 費 目	補 助 基 準 額
運 営 費	1 給料 2 諸手当 3 共済費 4 報酬 5 賃金 6 旅費 7 消耗品費 8 印刷製本費 9 光熱水費 10 日常生活諸費 11 役務費 12 委託料 13 障害者従業員の職業生活の質を高める取り組みに必要な経費	各月初日在籍障害者従業員 1人当たり月額 75,000円
管 理 費	1 固定資産物品費 2 備品費 3 修繕費 4 使用料 5 賃借料 6 減価償却費	市内社会的事業所 1 か所当たり 年額 1,000,000円
特別 加算 費	社会的事業所の営業力強化や経営能率向上のための営業担当職員の配置に必要な経費 （但し、補助開始後3年間限りとする）	市内社会的事業所 1 か所当たり 年額 3,232,000円
重度 加算 費	1 重度加算費	各月初日在籍の、本市に住所を有し身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A を所持する障害者従業員 1人当たり月額 4,000円

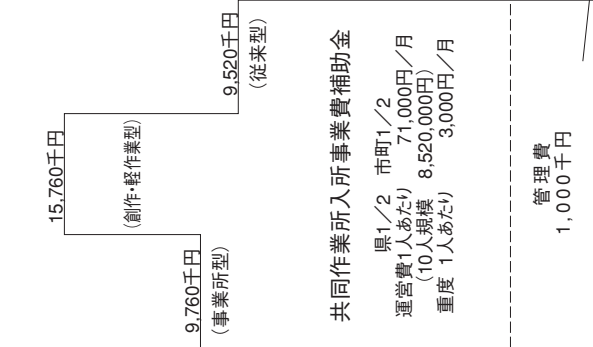
共同作業と地域活動支援センターⅢ型、新類型との比較
事業費の規模（斜字）は、10人規模で試算

国の枠組み
地域活動支援センターⅢ型

緊急プログラム
地域活動支援センター（新類型）

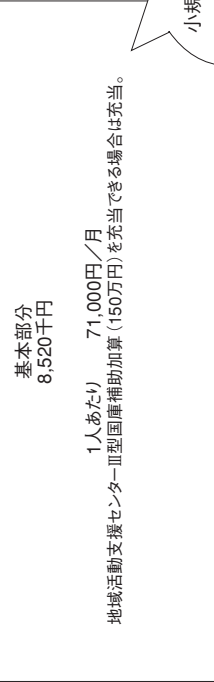
現行

共同作業所



＜就労支援型＞

＜福祉資源型＞



管理費削減
1,000千円

事業内容 (基礎的事業)	重度障害者の利用を想定した「創作・軽作業型」や就労収入をより多く求める「事業所型」などの類型を設けている。
事業の位置づけ	任意事業だが、県内すべての市町で実施。
形態	市町村補助事業
運営実績	特になし
職員配置	利用者:職員＝3.5:1 (創作・軽作業型 利用者:職員＝2.5:1)
実利用人員	5名以上
法人格	不要(運営協議会で可)
備考	加算等を行わない従来型＝利用人員10名で950万円程度。

創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施
地域生活支援事業 (障害者自立支援法第77条)
市町村委託・補助事業
5年以上
1名以上常勤
10名以上 (経過措置:H18年度のみ5～9名でも可。)
必要
機能強化事業は、地域生活支援事業のメニュー事業。市町が選択実施

Ⅲ型が実施している事業に加え、重度障害者に対する日中活動の場として、また、より高い就労収入の確保(雇用契約の締結の推進を含む)ができる場として事業を実施。
すでに、共同作業所が、地域の社会資源として定着し、養護学校卒業生の進路等として不可欠な事業となっていることから、訓練等給付や生活介護のサービスの提供が実施されない市町において実施されることが望ましい。
市町村委託・補助事業
特になし
共同作業所に準じる
5名以上
必要
現行の共同作業所の運営基盤を確保するための事業費を設定。なお、10名未満の小規模なセンターに対し、小規模加算を行う。従来の対象者に加え、発達障害者、難病患者等も対象とする。

障害者の就労支援に関する今後の方向性について（概要）

～障害者の就労支援に関する検討委員会報告（平成16年12月）～

障 害 者 の 就 労 を 巡 る 課 題

課 題 1

共同作業所や通所授産施設の利用者が増加しており、生活の場が地域へ移行する中、地域を中心とした就労支援策の構築が必要となっている。

課 題 2

障害者を取りまく雇用環境は悪化しており、就労支援の強化や多様な就労の場の創設が必要となっている。

課 題 3

利用者がそのニーズに応じた共同作業所を選べるという利用者本位の理念を実践するため、共同作業所のあり方を検討する必要がある。

対 応 策

共に働き、共に暮らす「滋賀モデル」の創造

①地域における
就労支援

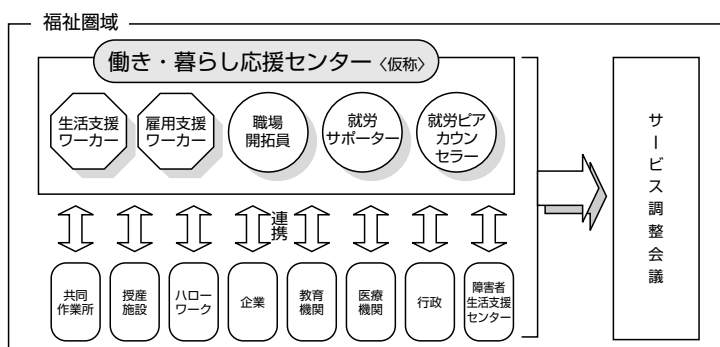
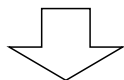
②新たな雇用の場
の創出

③共同作業所体系
の見直し

① 地 域 に お け る 就 労 支 援

働き・暮らし応援センター（仮称）の創設

○地域（各福祉圏域）において、障害者の就労ニーズと、企業の雇用ニーズをマッチングさせる取組を進めるとともに、多様な就労ニーズに応じた新たな仕事や雇用形態などを生み出すことで、より効果的に一般就労への移行が可能となる。

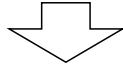


- ▶ 地域における就労支援のセンター機能を有する「働き・暮らし応援センター（仮称）」を各福祉圏域に整備し就業支援と生活支援を一体的に実施することが必要である。
- ▶ 応援センターには、「生活支援ワーカー」「雇用支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」「就労ピアカウンセラー」を一体的に配置する。
- ▶ 応援センターは、障害者生活支援センターなどの関係機関との連携を密にし、サービス調整会議を活用して障害者の生活実態や就労ニーズに対応した、生活から就労に至る一体的・総合的な支援を行うことが求められる。
- ▶ 応援センターは、就労に対する多様なサービスを1ヶ所で提供できるワンストップサービスの機能を有する。
- ▶ これらの事業の推進にあたっては、市町村と県、福祉サイドと労働サイドなどが連携をし、財源を分担することが必要である。

② 新たな雇用の場の創出

社会的事業所（仮称）の創設

- 障害者の経済的自立を図っていくためには、従来の施策の延長でなく、福祉と労働の連携により、新たに就労の場そのものを創出していく必要がある。

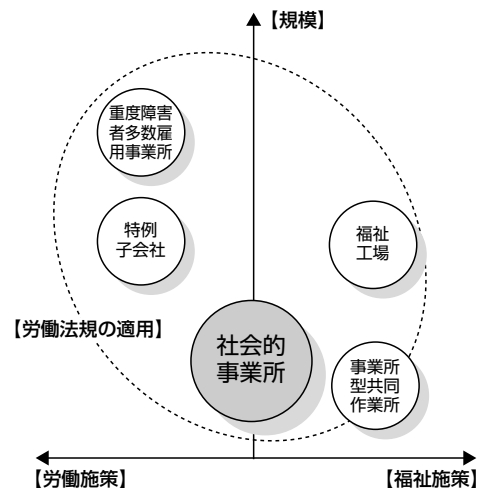


- ▶事業所型共同作業所の取組を生かしながら、新たな雇用の場として、福祉的就労の枠を超えた就労の場である「社会的事業所（仮称）」を創設することが求められる。
- ▶社会的事業所への助成については、次のような取組を支援の対象としていくことが考えられる。

◇障害者従業員の職業生活の質（QWL）の向上を図るための取組

（障害者従業員の能力開発、向上に向けた取組、障害者従業員を支援するための人材配置など）

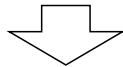
- ▶社会的事業所に対しては、従来の縦割りの支援ではなく、福祉サイドと労働サイドが連携して支援することが必要である。
- ▶社会的事業所の採択にあたっての検討を行うとともに、社会的事業所の経営や人材育成等についてアドバイスを行う「社会的事業所経営戦略会議（仮称）」を組織することが必要である。さらに、将来的には、県内の企業、団体によるネットワーク組織が立ち上がり、障害者の就労や雇用に対して支援を行っていくことが望まれる。



③ 共同作業所体系の見直し

共同作業所の新たな機能強化

- 障害者の多様なニーズに対応したサービスを提供するために、共同作業所の機能強化をこれまで以上に図る必要がある。



- ▶新たに共同作業所の機能を見直し、より障害者が利用しやすい共同作業所を目指すことが重要。

①賃金確保型共同作業所

例えば、年金と合算すれば自立生活ができるような一定賃金を保障する場。営業活動等を行うスタッフを配置。

②創作・軽作業型共同作業所

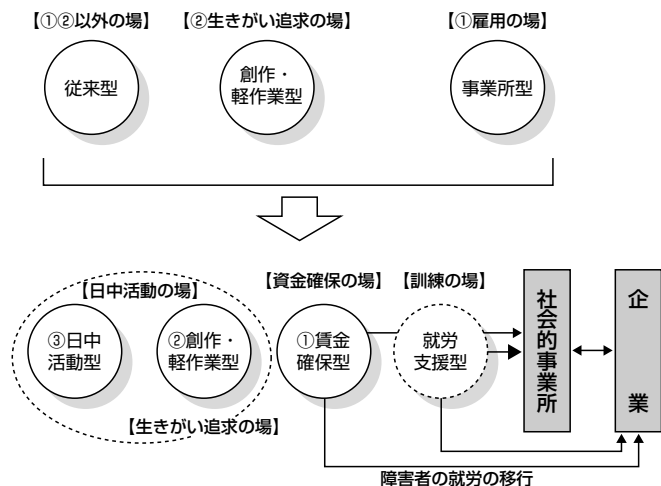
創作活動、軽作業を通じて生きがいの追求と自己実現を図る場。

③日中活動型共同作業所

多様な日中活動の場。地域社会のインフォーマルな力（地域コミュニティ、ボランティアなど）との連携やその活用による多様な地域活動を実施。

④就労支援型共同作業所（または、移行実績による支援）

職業リハビリテーション支援に重点を置く場（または、一般就労への移行実績による支援）



『生きる』支援

和歌山県 新宮・東牟婁手をつなぐ育成会
野澤 宮子

「会」の概要

和歌山県の南の端、県境の町です。

会員 約300名（学校を中心として、障害を持った方の約8割が会員）

私達の取り組み

運動会・もちつき大会（市・郡内52校－学校との共催行事）

－昨年より自立支援法学習会（週1回 3月～7月）⇒ えがお（機関誌）で発行

⇒ 県出前講座 ⇒ フォーラム ⇒ みんなで話そう交流会（本人部会中心）

⇒ 行政に陳情（6市町村）

課 題

- ・エリアが広い
- ・中心になる人が少ない
- ・1つの行事を深く掘り下げる事ができない（次から次にくる行事に振りまわされる）

今年度

① 2月に「フォーラム」開催予定（いろいろな立場より意見を出し合う）

- ・ 2月の「フォーラム」に焦点をあて、
各地で小さな「懇談会」を開催する

② 地域福祉の「見張り役」・「調整役」

※「人権」を柱にする

「人」として「生きる」、「生きていける地域」を作る事を目標とする。

初心に帰り、「障害者の人権」の学習会をする。

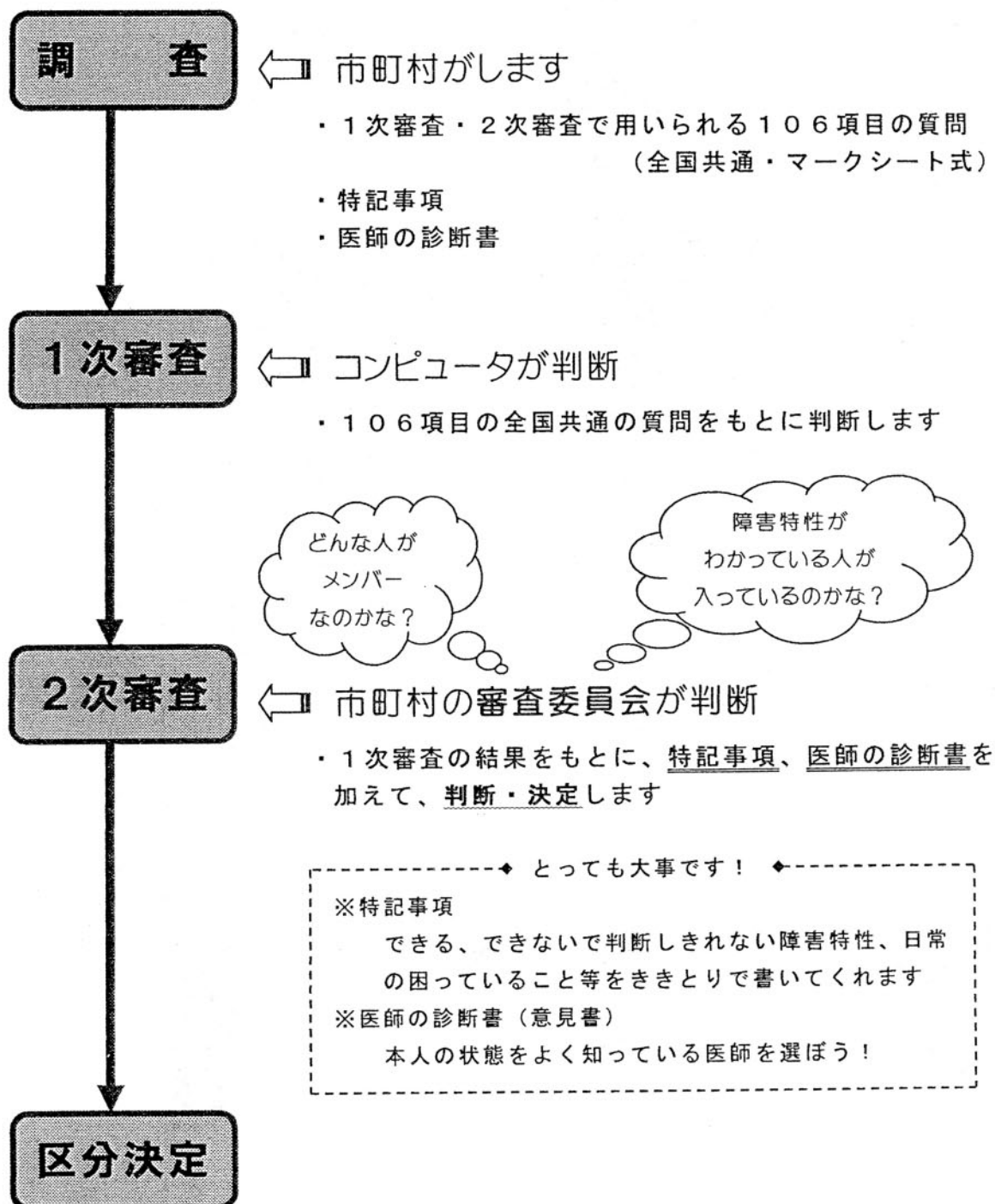
本当に障害者の立場に立った
福祉なのだろうか？

号 外 集

会報『えがね』 【自立支援法について】

新宮東牟婁手をつなぐ育成会

いよいよ10月より本格的に始まる自立支援法！！
市町村により、障害程度区分の調査がもう始まっています。
この障害程度区分（非該当～6）により、利用できるサービスが決まります。



サービス事業所を自由に選ぶことはできても、認定区分に基づいて利用できるサービスがおのずと決まります

◇◇◇ かしい消費者になろう！ ◇◇◇

○障害程度区分

「障害程度区分認定」の調査はお済みですか？

自立支援法では、まずサービスを使ってみてその上で個別支援計画を作成してもらい、気に入ったら本格的な利用という事になっています。(納得できる個別支援計画が示されない事業所は使わない)
きちんとしたサービス内容の事前提示を事業所に求めましょう！！

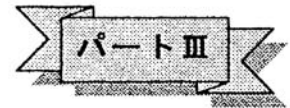
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
ホームヘルプ							
行動支援					行動関連項目の合計点10点以上		
移動支援	市町村判断で 利用可能				市町村判断で利用可能		
重度訪問介護					二分以上に障害がある 認定項目のうち歩行・移動・排泄・食事・利便 がいずれもできる以外		
就労移行・継続	市町村判断で 利用可能						
生活介護							
施設入所支援				50歳以上の場 合区分3から			
ケアホーム							
グループホーム	市町村判断で 利用可能						

※おおまかな区分がわかれば利用計画も立てやすくなるネ！



ご存知ですか？ 自立支援法！

手をつなぐ育成会



自立支援法では、『地域での暮らし』に重点をあてています。
(脱施設・脱入院)

『地域での暮らし』を進めていくためには、『号外パートⅡ』
で配布した図の事柄を、しっかり利用していかなければなりません！

でも・・・、わからないよねエ～！

「行動援護ってナニ？」 「移動支援ってどう使うの～？」

障害児(者)一人一人が置かれている状況・程度によって、
どのサービスを使うかは、^{※注}ケアマネージャーさんにかかってきます。

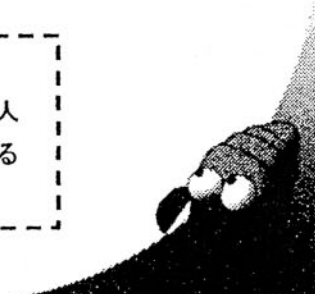
あなたの市町村のケアマネージャーさんは誰でしょう???

どこにいるのでしょうか？

10月までにはぜひ確認を！

そして、上手に利用していきましょうネ！
(市町村によってちがいますヨ！)

※注 ケアマネージャーとは
色々なサービスを組み合わせないと、生活が難しい人
などのために、サービスの利用計画書を作ってくれる
人です。





ご存知ですか？ 自立支援法！

手をつなぐ育成会

パートⅣ

※注Ⅰ

パートⅢで、ケアマネジャーという名前が出てきましたよね。

私達の生活に直接かかわってくるそのケアマネジャーさんは、どこにいるのでしょうか？

ケアマネジャーさんは、『相談支援事業所』の中にいます。

『相談支援事業』は、県・行政が指定する、民間業者に委託することもできます。

- 主な業務は
- ①障害者の相談支援事業
 - ②障害程度区分の認定調査
 - ③サービス利用計画作成(ケアマネジメント)
(サービス利用の斡旋・調整含)

私達の町は
どうでしょう？

ポイント 1

ここで問題なのは『相談支援事業』の財源は、すべて市町村の地方交付税です。

補助金ではなく、一般財源の中に含まれてしまいます。
何に使われようと、市町村しだいという状況になります。

『相談支援事業者』の中立・公平性を確保するために、市町村は、

『地域自立支援協議会』を設置することになっています。

どんな人が
メンバー？

行政・指定相談支援事業者・当事者・企業・
就労関係・高齢者介護・子育て支援・学校・
保健・医療・サービス事業者等で構成されます。

ポイント 2

地域で安心して生活していく為には、乳幼児から高齢者まで、
生涯にわたる質の高い相談支援や、ケアマネジメントの仕組み
が絶対必要です。なぜなら、色々なサービスを受けて、やっと
健常者並みに地域で生活していけるのですから…

でも…、でも…、

相談支援事業は、『間接的な支援』なのでわかりづらい。

そのため、市町村の考え方しだいという消極的施策なのが残念です。

(4)



ご存知ですか？ 自立支援法！

手をつなぐ育成会

パートV

一私・ボクの暮らしはどうなるの？編一

★ボクは入所更生施設にいます(区分5ぐらいかな？)



今は朝から寝るまで同じ施設で生活
しています。
だから落ちつくんですねエ～

1ヶ月サービス料金を年金から支払って、
残りは26,000～28,000円。
こんなに暑い日はジュースも飲みたいし、新しい服も欲しいけど、そんなこといつてたらすぐに赤字になってしまうよ!!
病気なんてできないぜ!!お金がいるから!
入院なんて、トホホ...



これから昼間と夜間の生活の場が別になる
んじゃないかという話やけど、また落ち着か
なくなるよなア。
イライラするし...



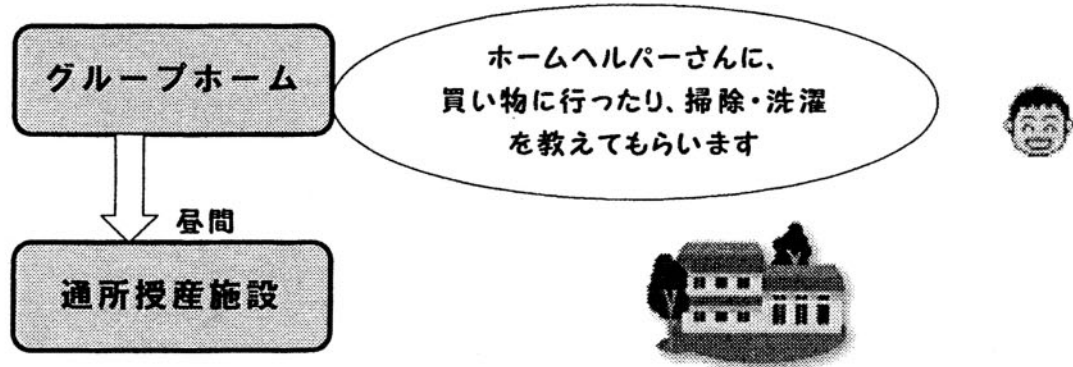
これからどうなって
しまうのよ?



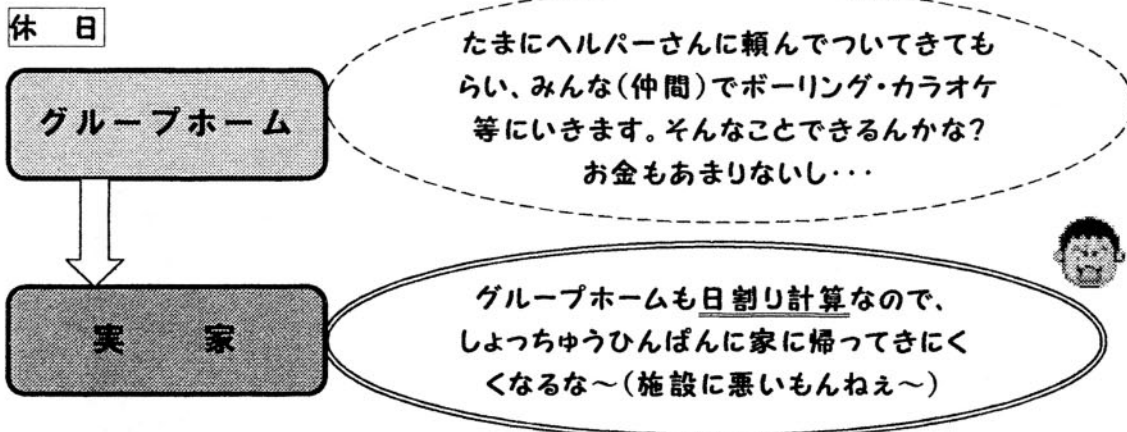
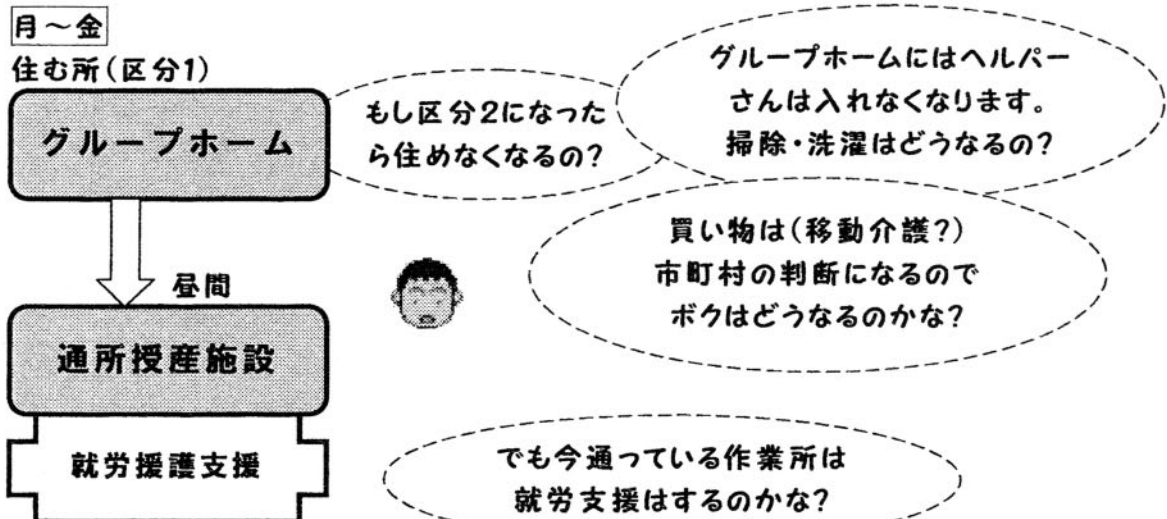
(5)

—私・ボクの暮らしはどうなるの？編—

★ボクは通所授産施設・グループホーム・ヘルパーさんを利用しています



もしも… (区分1～区分2になったら)



(6)

—私・ボクの暮らしはどうなるの？編—
★ボクの夢(区分1か2ぐらいかな？)

グループホーム
から出て一人暮らし
がしたい！

- 何かおきたら誰に相談したらいいの？
- 近所の人とのトラブルおきそう
- 一人で住むにはお金がいる、どうしよう？
- 掃除や洗濯は支援してもらわないと…
これにもお金がいるな
- お金を上手に使っていきけるかな

- 仕事したいけどサポートしてくれる人が
いないと続けていけないよな
(トラブルありそうだし…)

解体業の仕事
がしたい！

いつかは結婚して
子供もほしいな！

- 子供を育てるのは大変
手伝ってくれる人はいるのかな？
教えてくれる人はいるのかな？



こういう夢を実現させるために「自立支援法」では
どんな応援をしてくれるのか+???

みなさんの暮らしは、どう変わってきますか？
具体的に考えてみてはいかがでしょう？



ご存知ですか？ 自立支援法！

手をつなぐ育成会

パートVI

一補装具・日常生活用具編一

『補装具』は身体障害者にとって、日常生活を送るためには、なくてはならないもの。それを手に入れる時や、修理に対しても原則1割の利用料がかかります！

①補装具

車いす・歩行器・盲人用つえ・補聴器など

今までは現物支給でした。
それがお金の支給に変わり、
1割の負担がかかります。



市町村によって大きな
差が出るよネエ～！

②日常生活用具

電磁調理器・音声時計・火災報知器など
補装具から日常生活用具にかわるもの
頭部保護帽・点字器・歩行補助杖(1本杖)等

市町村の事業になります。
なので、それぞれにいくら、
お金がでるか？でないか？
わかりません。

③補装具・日常生活用具から外れるもの

色目鏡・浴槽(湯沸かし器)・パソコン

これらは全くお金が出ません！



文字を書くことが困難な
人でも、パソコンで打つこ
とによって言葉を伝える
人もいるのにナア～！

お金の支払い方も変わります

補装具を使用する時は、まず、いったん **全額** 支払います。

そして、後から市町村から9割が返ってくるという仕組みです。でも、でも……。

そんな高いお金はすぐに払えない！！という方も多いですヨネ。

そんな場合はいろいろな方法があるそうですヨ！

まずは役所にいって相談しましょう！！



障害のある人にとって、なくてはならない補装具に対して、利用料が発生するとは……！！

また、日常生活用具についても、市町村の考え方しだい！！という、なんとも不安定で悲しい現実です！

ならば役所は私達の事、どう考えているのでしょうか……？

知的な障害と向きあって生きる

大阪市知的障害者育成会
理事 大野 千津子

はじめに

私には、重度知的障害のある33歳になる娘がおります。

現在は、知的障害者通所更生施設に通っており、私が施設送迎を行っています。

待ち望んでいた女の子でしたので、生まれた時には私の勝手な夢があり、将来に関する想いをもっておりました。首のすわり、お座りがしっかりできない等、発育の遅れに不安が広がり、その間、医師により「様子を見ましょう」と定期的に通院をしておりましたが、1歳9ヶ月の時、精神発達遅滞と言われ、その意味を理解できず、「何、それは？」と思っている状態でした。そんな思いは私だけではなく、この会場にいらっしゃる皆さんも同じような思いをされてきたのではないのでしょうか？

地域の小学校から養護学校へと進み、中学部・高等部へと楽しい学校生活を過ごさせていただき、社会への第一歩は措置制度の中、施設使用料・給食費等、本当にお金のかからない制度の中、知的障害者通所更生施設に通わせていただきました。大阪市によるガイドヘルパーの制度ができ、利用者負担は全く無いものです。日中の外出に、旅行にへと使わせていただき、そういった措置制度の中、その時は本当に将来、親亡き後、年金で暮らしていけると安易に思っていました。

障害者自立支援法になって

措置制度から支援費制度へと移行され、利用者には負担のかからない制度でしたが、この制度に終止符が打たれたのは言うまでもなく財源問題です。とりわけ、居宅サービスの伸びについては大きな問題となりました。自立支援法では、障害程度区分の認定が決まり、減免措置をしながらも、原則一割負担。施設・作業所においては、新事業体系への移行と気になる事ばかりです。三障害が一元化されたことにより、障害程度区分の聴き取り調査項目を見てわかるように、様々な無理が生じており、本当に正しい認定がされているのかと思います。施設利用者にとっては、定率負担・実費負担が発生し、給食費等が思ったより高く負担が大きくなっています。施設側も給付費の日割り計算により施設経営はたいへんになり、利用者が休むことにより収入が減少するため、利用者も気を使いながら休まなければならなくなっ

ています。

福祉行政は、国から市町村へと移り、障害程度区分の重い方が、事業所の給付費は高く支援も手厚い反面、利用者側の負担に跳ね返るという側面もあります。また、医療を切り離せない利用者にとって医療費の負担は大きく、大阪市においては、療育手帳Aを取得されている方は障害者医療の「医療証」が取得でき助かっていますが、療育手帳B1・B2の方については、医療費の三割負担は大きくたいへんな事です。

この自立支援法により障害者福祉を取り巻く状況は大きく変わり、今後の行方が、たいへん気になるところです。

親亡き後について

親の高齢に伴い、心配な事は親亡き後の問題です。いずれ、施設・グループホーム・ケアホーム等で支援を受けながらの暮らしを選択しなければなりません。本人の権利擁護を守るため、成年後見制度も考えなければなりません。大阪市においては、大阪市成年後見支援センターが6月に開設され、昨年11月に市民後見人の養成講座が開始され、50名程の“市民後見人”が誕生します。「市民後見」とは、家庭裁判所による選任、親族以外の第三者後見、市民の立場から身近なところで報酬を前提としない市民活動という事がうたわれています。将来、今ある様々な制度を利用しながら生きていけるよう道筋はつけておきたいと考えます。

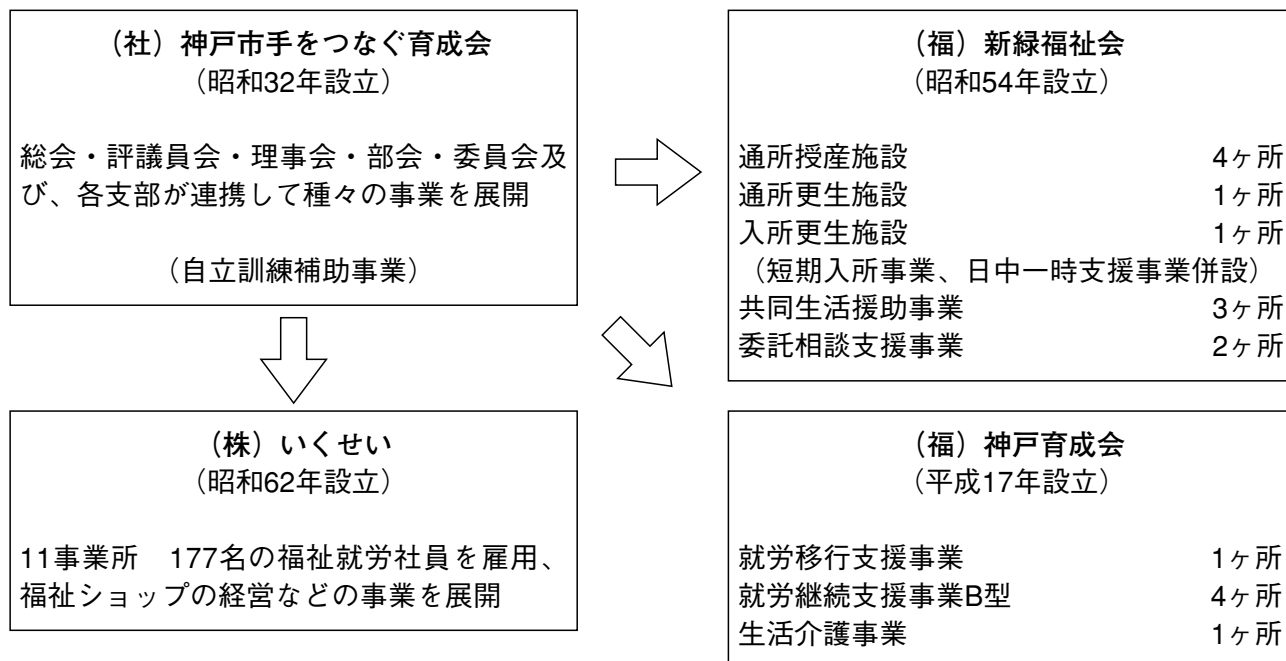
おわりに

措置制度から支援費へ、そして自立支援法へと移行され、福祉行政は“公助”から“自助”へと変わろうとしている中、今こそ育成会運動の大切さを感じております。子ども達が親亡き後も安心して少しでも豊かな暮らしが保てるよう、親の義務を果たしていきたいと考えています。

(社) 神戸市手をつなぐ育成会と神戸市における就労支援

(社) 神戸市手をつなぐ育成会
副会長 後藤 久美子

1. 神戸市手をつなぐ育成会と関連団体



2. (社) 神戸市手をつなぐ育成会の就労支援

① 自立訓練補助事業

(1) 歴史と現況

- ・ 昭和61年6月より事業開始（公益法人として神戸市より事業を受託）
- ・ 公的施設（市立施設15ヶ所、委託事業舞子墓園）での清掃、洗濯を通じての訓練
- ・ 知的障害者76名在籍（8月初旬現在）、職員28名（嘱託2名）
- ・ 訓練期間は原則として1年（以降更新あり）
- ・ 平成19年度予算9,920万（神戸市より補助金8,840万 委託金1,080万）
- ・ 利用料なし。平成19年度の訓練生手当は32,600円／月

(2) 今後の課題

- ・ 訓練生の高齢化
- ・ 自立支援法の就労移行・就労継続事業との関連性の整理
- ・ 本人、保護者、職員の意識改革
- ・ 平成19年度4月～8月に5名が一般就労

- ・新事業体系にどのような形で移行していくか

② 知的障害者トライアル実習『はじめのいっぽ』・・・30名～40名参加

- ・平成17年度より事業開始（神戸市より受託・・・委託金総額3,232,000円）
- ・市内の知的障害者施設と小規模作業所等120ヶ所へ案内状送付
- ・上記利用者に対して実習場所提供（自立訓練補助事業・関連団体事業所）
- ・平成19年度より登録の一般企業も実習場所として提供予定

3. 関連団体の就労支援

① （株）いくせい

(1) 会社設立の趣旨

- i 知的障害者の働く場を創出拡大する
- ii 安定した就労を図ると共に知的障害者の社会参加を促進する
- iii 事業活動によって生じた利益を障害者福祉に還元する
- ・上記目標のもとに育成会会員が主に株主となり、昭和62年に設立

(2) 現況

- ・屋内、屋外作業（清掃、除草、植栽の管理等）及び、資源リサイクルセンターでの手選別業務の受託、その他（損害保険代理店業務、福祉ショップの経営）
- ・神戸市等よりの委託料は、平成19年度は約5億円（資源リサイクルセンターは精算制）
- ・福祉就労社員の月収109,400円（賞与は2.225ヶ月分支給）

(1) 今後の課題

- ・神戸市等からの委託料が減少傾向（助成金収入も減少）
- ・定年は60歳であるが、継続雇用により現在は63歳まで働けるが、体力、気力共に衰えた福祉就労社員のため、ゆったりと働ける環境づくりの構築が必要

4. 神戸市における就労支援

① 障害者就労推進センターによる支援

(1) 神戸市障害者就労推進センター（平成8年度～）

- i 設置等
- ・設置・・・神戸市 運営・・・（福）神戸聖隷福祉事業団
- 神戸市障害者就労推進センター 市委託事業 平成8年度～
- ワークセンターひょうご 就労移行支援事業 平成8年度～
- 神戸障害者就業・生活支援センター 国委託事業 平成16年度～

ii 内容

- ・ 全市的な就労支援拠点として、障害者に対して就労相談、情報提供、職業訓練、職場開拓、無料職業紹介、職場定着支援を実施
- ・ 労働機関、保健福祉機関、教育機関、企業、福祉施設等とのネットワーク「神戸地域障害者雇用・就業支援ネットワーク」を構築
- ・ 18年度 相談3,608件、就職60名

(2) 神戸市北部地域障害者就労推進センター（平成18年度～）

- ・ 設置・・・神戸市 運営・・・（福）フレンド
- ・ 障害者就労推進センターの北部地域ブランチとして平成18年5月に開設。
地域に密着した就労支援を実施
- ・ 18年度 相談413件、就職11名
- ・ 平成22年度までに東部及び西部に設置

5. 今後の課題

障害者雇用促進法の改正や自立支援法の施行により、知的障害者の雇用も大きく進展し、神戸市においても様々な専門的な支援機関が設置され、充実した就労支援が展開されつつあるが、今後は、一人ひとりのニーズに応じた、いわゆるオーダーメイドのサービスが提供できる仕組みづくりと、一人ひとりに応じたライフプランナーの存在が必要ではないかと考える。

奈良県のとりくみについて

奈良県福祉部障害福祉課地域生活支援係長

藤田 諭亭

奈良県の相談支援体制整備について

1 奈良県の現状

- 17年度までの県内の相談支援事業の実施状況は、市町村地域生活支援事業は県内39市町村のうち4市のみであり、市町村の相談支援事業に対する意識は低く、事業の実施は極めて低調であった。
- また、県が実施している地域療育等支援事業は県内3か所、知的障害者生活支援事業は県内3か所、就業・生活支援センターは県内2か所など、全体として相談支援の拠点は乏しい状況にあった。

2 取り組むべき方向

- 平成17年度に障害者基本法に基づき策定した「奈良県障害者長期計画2005」の重点的な取組課題の1つとして、県内を5圏域に設定し各圏域ごとに相談支援体制の整備を図ることとした。
- 一方、県ケアマネジメント推進委員会においても、各圏域ごとに中核となる相談支援拠点を整備し、市町村に対して指導的な役割を果たす相談支援担当者を配置すべきことなどの提言をいただいた。また併せて、知的障害者や精神障害者などの生活支援や就労支援を行う就業・生活支援センターの支援方法を参考にした、3障害統合の総合的な相談支援体制を図ることも協議をしていただいた。

3 障害者自立支援法における相談支援事業

～知的障害者生活支援事業から総合相談支援体制整備事業へ～

- 平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、相談支援事業の県の役割と市町村の役割が明確に示されたことで、県は市町村に対する広域的な支援にいち早く取り組む必要性を強く意識し、18年度の当初から前倒しをして、市町村の広域的支援を開始することとした。
- 併せて、「奈良県障害者長期計画2005」の整備方針や県ケアマネジメント推進委員会から移行して新たに設置した県自立支援協議会の提言を考慮して、知的障害者生活支援事業から総合相談支援事業への移行を考えるとともに、現行の知的障害者生活支援事業の利用者に対するサービスの低下が起きないように配慮した。

- これらを踏まえて、県においては、知的障害者生活支援を含む3障害を対象にした総合相談支援事業を行うこととし、障害者福祉関係の施設を経営する社会福祉法人等に対して企画立案方式により事業者を選考した。
- その結果、中和圏域においては、17年度の知的障害者生活支援事業の実績が評価された「りえぞんネットたかとり」、西和圏域においては、知的障害者と精神障害者に対する連携した支援を実践している「ふらっと」、東和圏域においては、知的障害者の地域生活移行に特に重点的な支援を行っている「ひまわりの家」、南和圏域においては、社会資源が乏しい地域特性の中で工夫している知的障害児施設「吉野学園」の4事業者を選定し、7月から事業を実施することとした。

4 県のめざす相談支援体制整備

- 現在、県内の市町村に対して、障害のある方の相談支援事業の必要性や事業の実施主体であることの意識付け、地域自立支援協議会の役割の重要性などを呼びかけることによる相談支援のネットワークづくりなど、積極的に推進しているところであるが、今後も引き続き、総合相談支援体制整備事業など県の広域的な相談支援事業を今後も積極的に進めていく。
- このことにより、従前から本県の大きな課題であった相談支援事業が未整備な市町村に対し明確な方向を示して、県全体の相談支援体制整備をめざしたいと考えているところである。

奈良県総合相談支援体制整備事業について

1 事業概要

- ①安心して暮らすことのできる地域づくり
 - ・相談支援＜事業＞、地域自立支援協議会＜地域課題共有＞は必要不可欠
- ②地域生活支援事業における県の重要な役割
 - ・広域的な支援事業 → 市町村を圏域単位で支援【資料3】
- ③プロポーザル方式による選定
 - ・事業者の理念、実際の担当者の力量等を審査 → 圏域マネージャーの配置

2 圏域マネージャーの役割、業務

- ①圏域における相談支援ネットワークづくり
 - ・圏域における行政、関係機関、事業者等に対する具体的な助言、支援
 - ・ネットワークづくりのための会議、講習会、研修会の主催（県と共催）
- ②困難な相談事例（個別ケース）などに関する助言、支援
- ③県自立支援協議会への出席、報告
 - ・定期報告書による発表（2か月に1回）
 - ・年度末に年間報告書の提出（年1回）
- ④圏域マネージャー会議の主催
 - ・圏域マネージャー全員により、現況確認及び今後の活動方針について協議（約月1回）

3 18年度取り組み結果

- ①相談支援事業及び地域自立支援協議会の必要性・重要性などを呼びかけ
 - ・市町村担当課長会議、圏域ワーキング会議等
- ②相談支援事業及び地域自立支援協議会の立ち上げ支援【資料4】
 - ・複数の市町村による共同事業、共同設置を推奨 → 市町村勉強会への参加
 - ・地域自立支援協議会は、地域の課題をテーマにした部会づくりからスタート
- ③県自立支援協議会への出席、報告
 - ・県自立支援協議会における報告（年4回）
 - ・圏域マネージャー会議における協議（年8回）

4 19年度取り組み方針

- ①継続実施 → 18年度取り組みの充実、強化
- ②体制整備 → 地域ケアシステムの検討【資料5】
- ③情報発信 → ニュースレター「圏域まねーじゃ～なる」の作成、配布（6月～年5回程度予定）
- ④人材育成 → 圏域ごとに複数の指導者を養成「スーパーバイザー養成研修」に圏域のリーダー役として参加（5月～のべ3日間程度）

（別添）

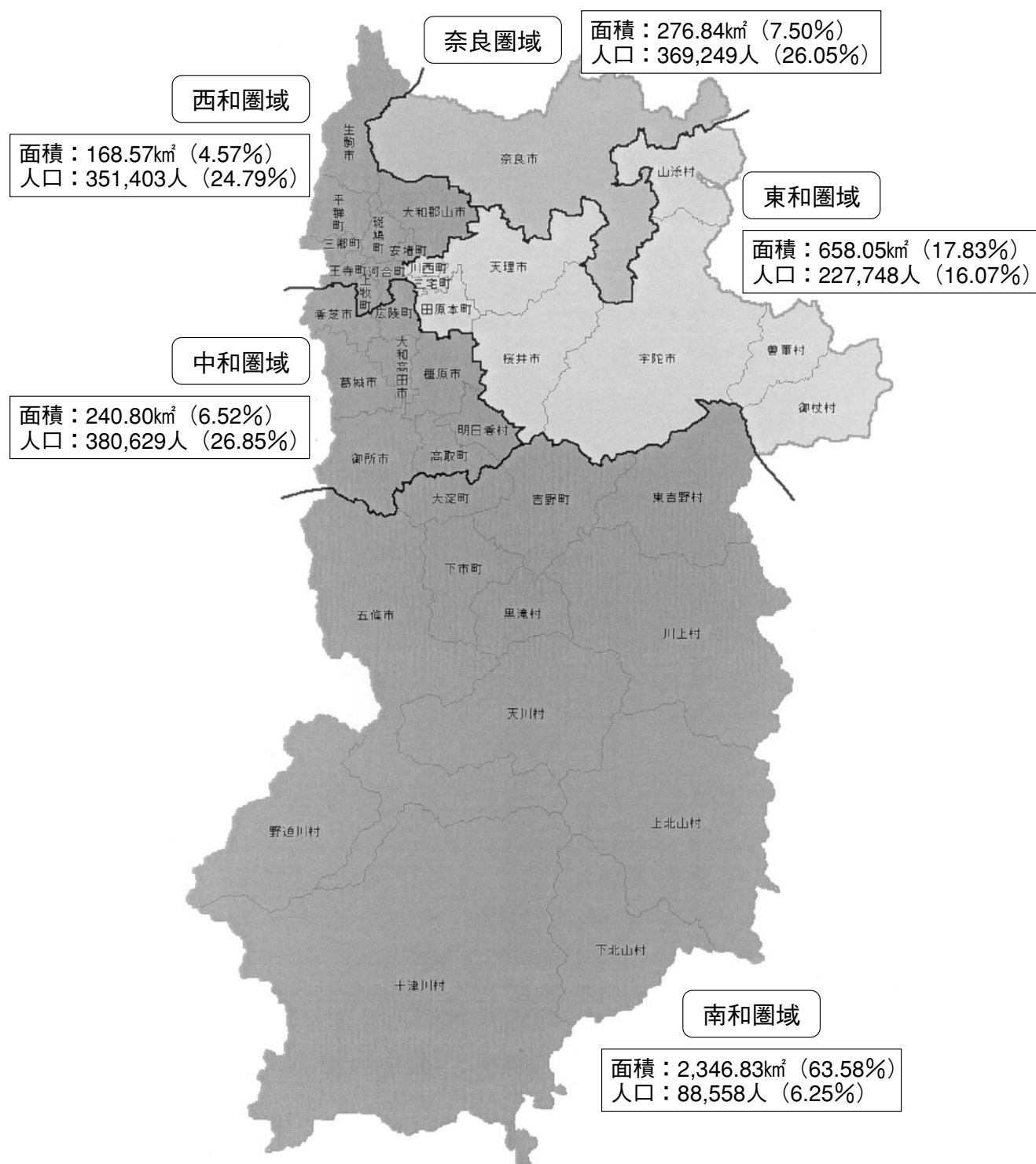
資料3 圏域図

資料4 相談支援事業・地域自立支援協議会実施状況

資料5 地域ケアシステムイメージ図

障害福祉計画における区域の設定については、「奈良県障害者長期計画2005」に定める5つの障害福祉圏域を適用します。

障害福祉圏域図



資料出所 面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調査」
平成17年10月1日
人口：県統計課「奈良県推計人口調査」平成18年6月1日

～ 相談支援事業・地域自立支援協議会 実施状況について ～

平成19年8月末現在

圏 域 名	市 町 村 名	相談支援事業			地域自立支援協議会
		身体	知的	精神	
奈良	奈良市	東大寺整肢園 総合福祉センター事業所	仔鹿園相談 支援センター	相談支援事業所ウイング 相談支援事業所歩つと 相談支援事業所夢	障がい部会、就労支援部会、相談支援部会、 権利擁護部会、居住支援部会、療育・子育て部会、 特別支援教育部会を立ち上げ
		障がい者生活支援センターこすもす たんばぼ生活支援センター			
西和	生駒市	平成18年4月より委託（生活支援センターかざぐるま、 こども支援センターあすなろ、コスモールいこま）			平成18年8月組織立ち上げ
	大山郡山市	平成18年4月より委託 （はあと、にこにこ、ふらっと）			平成19年度組織立ち上げ就労支援部会、 精神障害部会等に分かれて取り組み
	平群町	西和7町でH18年10月より委託 （ななつぼし）			西和7町で共同設置 平成19年度部会構成：就労支援部会、精神障害部会、 日中活動系部会等に分かれて取 り組み
	三郷町				
	斑鳩町				
	安堵町				
	上牧町				
	王寺町				
河合町					
中和	大和高田市	平成18年10月より委託 （地域生活支援センターもちつもたれつ）		18年10月より委託 （精神障害者生活 支援センターなつ）	大和高田市、香芝市、葛城市、広陵町で共同設置 平成19年10月26日第1回開催予定
	香芝市	平成19年6月より委託（どんぐり、ゆらくの里）			
	広陵町	平成19年7月より委託（どんぐり、ゆらくの里）			
	葛城市	平成19年6月より委託（どんぐり、ゆらくの里）		18年10月より委託（まんだらトボス、精神障害者 生活支援センターなつ）	橿原市、高取町、明日香村で共同設置 平成19年7月27日第1回開催
	橿原市	橿原市障害者生活支援センター（直営）		平成18年10月より委託 （精神障害者地域生活 支援センターびあぼーと）	
	高取町	町直営で対応			
	明日香村	村直営で対応			
	御所市	市直営で対応、今後委託予定			市単独での立ち上げを検討中
東和	天理市	市直営が中心		平成18年4月より委託 相談支援事業所歩つと	市単独での立ち上げを検討中
	桜井市	平成18年10月より委託（桜井市社会福祉協議会）			検討中
	宇陀市	平成18年10月より委託（心境荘苑）			平成19年度中立ち上げを検討
	山添村	村直営が中心 一部事業委託を検討			村単独での立ち上げを検討中
	川西町	町直営で対応 委託を検討			平成19年度中検討
	三宅町	町直営で対応 委託を検討			検討中
	田原本町	委託を検討			検討中
	曽爾村	村直営で対応 委託を検討			別の組織で役割を担うことを検討中
	御杖村	平成19年6月より御杖村社会福祉協議会へ委託			検討中
南和	五條市	平成18年10月より委託 （地域生活支援センターのどか）			五條市、吉野町、大淀町、下市町で共同設置 平成19年4月26日第1回開催、平成19年7月23日第2回開催
	吉野町				
	大淀町				
	下市町				
	黒滝村	村直営が中心 一部事業委託を検討			単独設置で、福祉計画策定委員にて18年度中に組織済
	天川村	村直営で対応		村直営が中心 一部事業委託を検討	平成19年4月1日より単独設置済
	野迫川村	委託を検討			検討中
	十津川村	平成18年10月より委託（こだまの里） 【20年4月より地活Ⅲ型立ち上げ予定。併せて相談支援事業委託】			平成19年度組織立ち上げ（委員については検討中）
	下北山村	村直営で対応			現在、下北山村障害者施策推進協議会で役割を兼ねている
	上北山村	村直営で対応			上北山村障害者施策推進協議会で役割を担うことを検討中
	川上村	村直営で対応			19年7月組織立ち上げ
東吉野村	平成19年4月より委託（地域生活支援センター「のどか」）			平成19年6月6日第1回開催	





知的な障害のある人の 権利擁護を考える

学ぶ・働く・生きる・
暮らす・楽しむを支える

1 部 芝居仕立ての

「行列の出来ない法律事務所」

辻川法律事務所

弁護士 辻川圭乃

《P&A大阪》

2 部 疑似体験をしてみよう！

美作大学 薬師寺研究室

美作福祉部隊

「リカイヒロメタインジャー」

つじかわたまの
辻川圭乃 Tamano Tsujikawa

べんごし おおさかべんごしかいしよぞく おおさかだいひょう おおさかしいくせいかいりじ
弁護士。大阪弁護士会所属。P&A大阪代表。大阪市育成会理事。「ア
ドボカシー・インストラクター養成講座」などを展開中。著書に『障
がい ひと ほりつそうだんしよ じつろくけいじ べんご へんちょ ちてき
害のある人にやさしい法律相談所』『実録刑事弁護』。編著『知的
しょうがいしゃけいじ べんご
障害者刑事弁護マニュアル』

みまさかだいがく やくし けんきゅうしつ
美作大学 薬師寺研究室
みまさかふくし ぶたい
美作福祉部隊「リカイヒロメタインジャー」

しょう ちいき しょう しゃ
「障がいがあってもええがん」をモットーに地域における障がい者
りかい しえん わ ひろ みまさかだいがく にん がくせい ひとり きょう
理解と支援の輪を広げるために、美作大学の8人の学生と一人の教
いん けっせい
員により結成されたプロジェクトチームです。

かつどうないよう 活動内容

いっばん きかん ぶたい ぎょうせい きかん こうきょうこうつう きかん じゅうじ かたがた せつきゃくぎょう
一般機関部隊——行政機関・公共交通機関に従事する方々、接客業
じゅうじ かたがた ちいきじゅうみん かたがた たいしょう しょう しゃりかい ひろ
に従事する方々、また地域住民の方々を対象に、障がい者理解を広
きかく おこな
げるための企画を行っています。

きょういく きかん ぶたい みらい にな て せい と がくせい かたがた たいしょう
教育機関部隊——未来の担い手となる生徒・学生の方々を対象に、
しょう しゃりかい ひろ きかく おこな
障がい者理解を広める企画を行っています。

P & A – 大阪とは？

アメリカには、連邦法によって設置されているP&A（プロテクション・アンド・アドボカシー）という権利擁護機関が各州にあります。州からの補助金や独自の資金でさまざまな権利擁護活動を行っています。たとえば、イリノイ州のP&Aは、障害者本人や親へのアドボケート活動・法律相談・政策立案とロビイ活動・裁判闘争による制度変革・マスコミ対策——などを行っています。ところが、日本にはこのような法律に基づいた障害者の権利擁護機関が存在しません。いろいろな民間機関やオンブズマンや弁護士が各地で散発的に権利擁護活動を行っているに過ぎません。P&A—大阪（愛称PAO、パオ）は、アメリカ・イリノイ州の権利擁護機関や研究者たちと連携し、日本でも元気で、明るく、広い視野で障害者の権利擁護をめぐる研究と啓発活動を行うP&A—JAPAN (PAJ) の中で、主に大阪地区を中心に活動する任意団体です。

★（立ち上がろう自分の力で!Taking Charge!）ワークショップ★

2001年6月に全国の障害当事者や福祉関係者や親などでアメリカ・イリノイ州に研修に行き、イリノイ州の権利擁護システムや、障害者や支援者に対するアドボケート・ワークショップ「立ち上がろう、自分の力で」（Taking Charge!）など多くのことを学びました。そこでPAJはイリノイ情報を皆さんにお伝えすることにしました。同年9月以降、イリノイ州の社会福祉法人「レイ・グラハム」の権利擁護部局弁護士スーザン・マクマホン、イリノイ大ナンシー・コバ、ランバート市警察署の知的障害者担当の刑事、マリリン・ジョンソン各氏等が来日し、各地で講演会やワークショップを開催しました。PAOでもその手法をもとに障害当事者や支援者の人権擁護（セルフアドボカシー、エンパワメント）をテーマにしたワークショップを開催しています。

★ 警察を巻き込んだ地域生活のセーフティネットの構築 ★

厚生労働省の厚生科学研究助成により、警察官のための「知的障害者ハンドブック」を作成。警察庁と協力して全国の警察署や交番や駐在所に約3万部、そのうち大阪府警には900部を配布しました。その他にも、警察官に作業所等に交通安全や悪徳商法防止の講師に来てもらい、知的な障害のある人たちと触れ合うことによって知的障害のことをわかってもらおうと、ふれあい教室を行うなど、「警察官に知的障害をわかってもらおうプロジェクト（警察プロジェクト）」を展開しています。

★ 知的障害のある人のセーフティネット構築を目指して ★

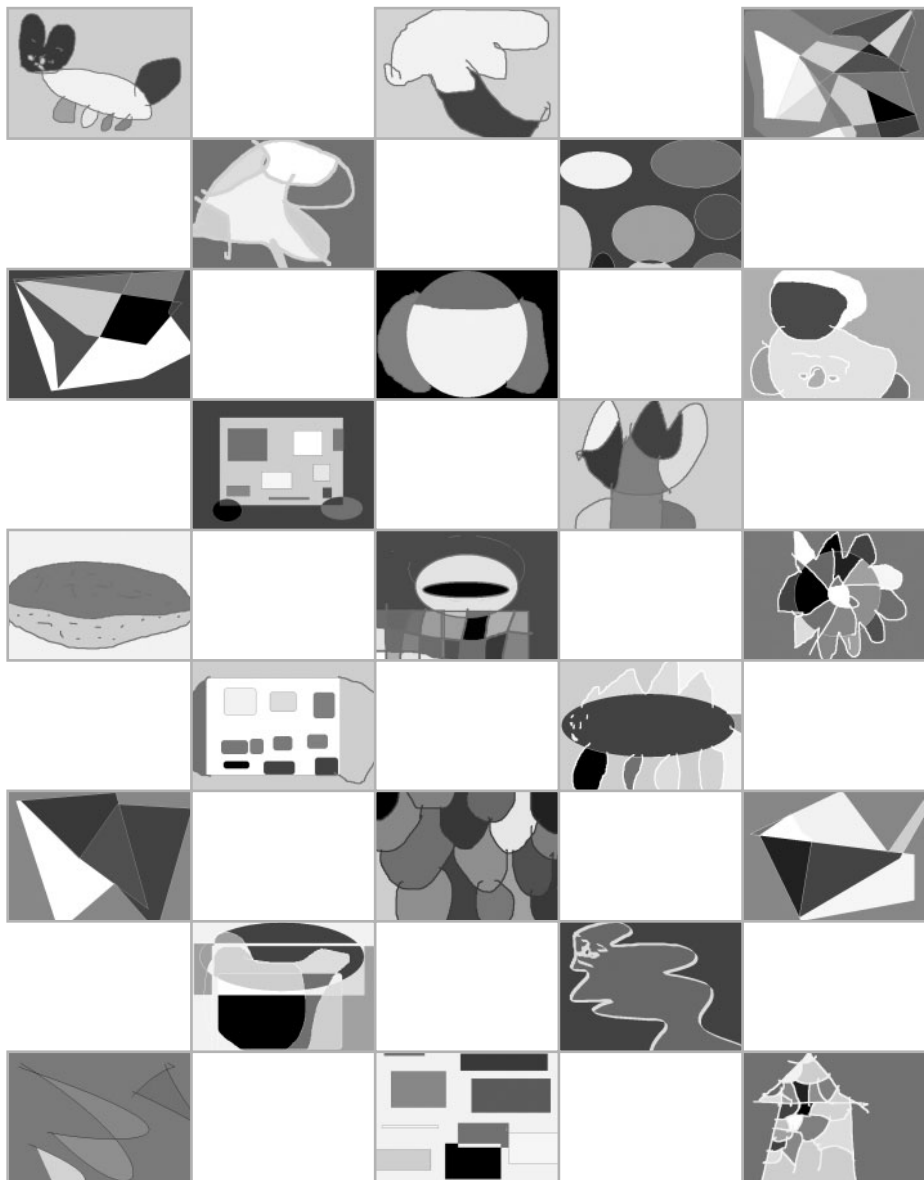
独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、コンビニ等に働く店員の方のためのパンフレット「たのんます!サポーターのお店。」を作成。知的な障害のある人が地域で安心して暮らせるようにするためのセーフティネット構築を目指しています（コンビニプロジェクト）。また、鉄道やバスなどの「交通機関で働くみなさまへサポーターになってください」（ぼっばやプロジェクト）のパンフやQ&Aの冊子の作成を行い、障害のある人への理解を広める活動を展開しています。さらに、知的な障害のある人の権利擁護の担い手を養成する「アドボカシー・インストラクター養成講座」など、日本全国で幅広い理解啓発活動を展開中です。

だい かい きん き ち てきしょうがいしゃ ふく し たいかい

第46回 近畿知的障害者福祉大会

へいさい だい かい な ら けん て いくせいかいけんぎゅうたいかい な ら し たいかい
(併催 第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会)

ほん にん たい かい 本 人 大 会



ほんにんたいかい 本人大会 (1) かいじょう ねんかいかん ちゅう 会場なら100年会館 (中ホール)			かんが たの みんなで考えよう・みんなで楽しもう い けん しゅ み ～こんな意見があるよ・こんな趣味があるよ～
9:30	うけ 受	つけ 付	
10:00	かい 開	かい 会	し かい なかがわなお こ 司会：中川直子 オープニング ミニコンサート
10:30	あい 挨	さつ 拶	きん き あつ かいかいちゅう な ら けん ち じ な ら し ちゅう 近畿みんなで集まる会会長・奈良県知事・奈良市長
10:40	はっ 発	びょう 表	かく ふ けん し だいひょうしゃ はっぴょう 各府県・市代表者の発表 リハーサル (かいじょうさん か しゃ たの (会場参加者とともに))
12:20	ちゅう 昼	しょく 食	
13:20	はっ 発	びょう 表	ごうどう (1) (2) 合同 『アート』『ミュージック』のコラボレーション さくひんでん じ かく ふ けん し だいひょうしゃ はっぴょう かく ふん い ない 作品展示・各府県・市代表者発表 (各15分以内) かいじょうさん か しゃ たの 会場参加者とともに楽しむ
15:10	ほう 報 けつ ぎ 決 議 じ き かい さい ち 次期開催地 あい 挨 拶	こく 告 ぶん 文 地 址 さつ 拶	な ら けん て いくせい かい ほんにん かい かいちゅう ひらやま み よ こ 奈良県手をつなぐ育成会「本人の会」サンメイト 会長 平山美代子 な ら けん て いくせい かい ほんにん かい えのもと か おり おかざきたかひこ 奈良県手をつなぐ育成会「本人の会」サンメイト 榎本香織 岡崎貴彦 わ か やまけん 和歌山県

ほんにんたいかい 本人大会 (2) [ダイケア] かいじょう ねんかいかん ちゅう 会場なら100年会館 (中ホール)			みんなでつくろう・みんなであそぼう ～こんなんつくってみました～
9:30	うけ 受	つけ 付	かい し ダイケア開始
10:00	かい 開	かい 会	し かい なかがわなお こ 司会：中川直子 オープニング ミニコンサート マンツーマンボランティアとともに
10:30	あい 挨	さつ 拶	きん き あつ かいかいちゅう な ら けん ち じ な ら し ちゅう 近畿みんなで集まる会会長・奈良県知事・奈良市長
10:40	じゅう 自由な創作活動		
12:20	ちゅう 昼	しょく 食	
13:20	はっ 発	びょう 表	ごうどう (1) (2) 合同 『アート』『ミュージック』のコラボレーション さくひんでん じ かく ふ けん し だいひょうしゃ はっぴょう かく ふん い ない 作品展示・各府県・市代表者発表 (各15分以内) かいじょうさん か しゃ たの 会場参加者とともに楽しむ
15:10	ほう 報 けつ ぎ 決 議 じ き かい さい ち 次期開催地 あい 挨 拶	こく 告 ぶん 文 地 址 さつ 拶	な ら けん て いくせい かい ほんにん かい かいちゅう ひらやま み よ こ 奈良県手をつなぐ育成会「本人の会」サンメイト 会長 平山美代子 な ら けん て いくせい かい ほんにん かい えのもと か おり おかざきたかひこ 奈良県手をつなぐ育成会「本人の会」サンメイト 榎本香織 岡崎貴彦 わ か やまけん 和歌山県

ハッピーフラワーバンド

2002年2月、『笑顔の花を咲かせよう』のテーマで始まった第4回春咲きコンサート。奈良市内の福祉作業所、福祉施設、養護学校、市民ボランティアなど、子供からお年寄りまで48団体、約1,000名近くが一つになり、それぞれの春（＝感性）を咲かせ（＝表現）しました。来場者数約3,000名と大盛況。福祉の花が年々咲きそろいました。

今、奈良市では、公的機関が音楽療法を手がけてくださっています。児童福祉・障がい者福祉・高齢者福祉、この福祉の3本柱に奈良市音楽療法士が関わり、奈良市の福祉対象者全般を理解するスタッフを育成し、福祉サービス調整会議（障がい者のケース会議）を開催する時、CW・SW・OT・PT・STと同じく音楽療法士（MT）の必要性が求められると思います。

奈良市では、福祉と音楽が一体となったまちづくりが行われ、音楽による健康づくりが取り組まれています。そのような地域環境の中、「春咲きコンサート」は、音楽療法をベースとした《福祉ネットワークづくり》を基本としています。このような思いの上に育ってきた「春咲きコンサート」に新しい生命が誕生しました。

ハッピーフラワーバンド = 幸せという花を咲かす仲間たち

同じ目的を持って働く施設／作業所のスタッフが、『音』を楽しむという目的を持って集まり、その楽しみを多くの方と共に分かち合いたい、そんな音楽集団が出来ました。

今、奈良市では各種の福祉ネットワークづくりをしています。授産品のネットワーク／食のネットワーク／就労支援のネットワーク／生活支援のネットワーク、総て障がい者本人への支援ネットワークです。このハッピーフラワーバンドも音楽のネットワークとして障がい者支援の役割を担っていきたいと考えています。

そして、ハッピーフラワーバンドが「何時でも」「何処でも」「誰にでも」気軽に施設や作業所内で「音楽」を提供でき、障がいを持つ人たちの心のケアが出来ることを目標として活動が続けていきます。

しょうかい
メンバー紹介

すが やりょう 須加宮寮	しば ゆ き こ 芝 有 紀 子
せい たん がく えん 青丹学園	みぞ ぶち かず ひろ 溝 渚 和 寛
やま べ びょういん 山の辺病院	てら おか ま り 寺 岡 万 璃
せい び がくりょう 成美学寮	さわ だ 沢田かおり
と み がくえん 登美学園	いい だ と も こ 飯 田 智 子
てん り そうだんしょびょういん 天理よろづ相談所病院	にしむら え り こ 西村恵理子
やま べ びょういん 山の辺病院	とよ おか や よ い 豊 岡 弥 生
かい ご ぶく し なら介護福祉ネット	みや もと その こ 宮 本 園 子
てん り そうだんしょびょういん 天理よろづ相談所病院	たか いし よし か 高 石 良 香
て づかやまだいがく 帝塚山大学	ふじ た ゆ き 藤 田 幸 紀
あおはに	すず き やす ひろ 鈴 木 康 裕
ホームヘルプステーションばくのゆめ	おか もと きよ ひこ 岡 本 清 彦
せい たん がく えん 青丹学園	いい じま た だ し 飯 島 禎
な ら えん 奈良苑	う て か お り 右 手 香 織
おおさか げいじゅつ だいがく 大阪芸術大学	ふる かわ しゅう へい 古 川 周 平
やま べ びょういん 山の辺病院	かわ べ めぐ み 川 辺 恵 美
やま べ びょういん 山の辺病院	なか や し ほ 中 谷 志 保
しょうかい ぶく し 障害福祉サービスセンターあゆみ	ふる かわ さと こ 古 川 智 子
ふきのとう	いま い ひで き 今 井 秀 樹



かつどうないよう
活動内容とか、^{いま}今や^{ぜん にほん}ってること全日本^{いいん}の委員^{かん}になって^{など}感じたこと等を

はな
話します。





ほん にん たい かい
本 人 大 会 (1)

みんなで考えよう。
みんなで楽しもう。



はっぴようしゃ 発表者	にし もり かず お うえ だ ひと み 西森一生・上田仁美
しょ ぞく 所 属	しゃ だん ほう じん きょう と て いく せい かい 社団法人 京都手をつなぐ育成会
タイトル	えんそう ピアノ演奏

はっ ぴよう しゃ
〈発 表 者〉

きよく もく ① にしもり かず お おとめ いの
〈曲 目 ①〉 西森 一生 乙女の祈り

きよく もく ② うえ だ ひと み ぼくはくま
〈曲 目 ②〉 上田 仁美 ぼくはくま

きよく もく ③ うえ だ ひと み Best Friend
〈曲 目 ③〉 上田 仁美 Best Friend





ほん にん たい かい
本 人 大 会 (1)

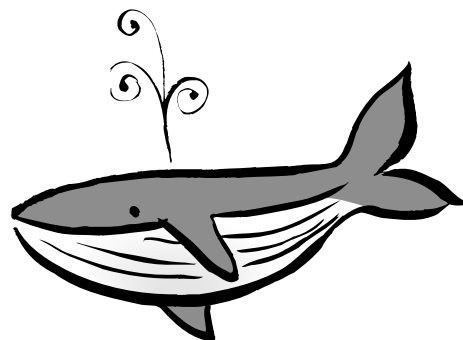
みんな^{かんが}で考えよう。
みんな^{たの}で楽しもう。



はっぴようしゃ 発表者	くじらサークル 《 ^{の ざわ だい すけ} 野澤大輔・ ^{ます だ よし え} 梶田佳江
しょ ぞく 所 属	^{しん ぐう ひがし む ろ て} 新宮東牟婁手をつなぐ ^{いく せい かい} 育成会
タイトル	「はじめまして!くじらサークルです」

① くじらサークル^{しょうかい}の紹介

② くじらサークルでしてゆきたいこと



障害者自立支援法フォーラム

新宮・東牟婁地域

2006/9/30

《私達の声》

当事者の声 より

新宮東牟婁手をつなぐ育成会

本人部会

2006. 9. 30 「自立支援法」フォーラム

大久保 幸子

こんにちは、私はいなほ作業所に通っている「大久保 幸子」と言います。

みなさんもおぞんじの通り、今年 4 月から自立支援法が始まりました。

自立支援法という名前の響きは、私達障害者が自立しやすい社会になるための法律と思いましたが、ふたを開けたら逆に 住みにくい社会になっていました。

病気で病院に行くのに付き添ってもらおうと 付き添い代がかかります。

グループホームや作業所の利用料も、作業所の給食代も払わなくてはいけないようになりました。

友達もお金がどんどんかかっていくような気がすると言っていました。私もそう思います。

障害者の言う事をもっと 聞いて理解してほしい。

弱い所からお金をとらないで、ほかの事をもっと考えてください。

2006. 9. 30 「^{じりつしえんほう}自立支援法」フォーラム

^{いけもと}池本 ^{かずゆき}和之

こんにちは、僕はわかば園作業所に通っている「池本 和之」と言います。

僕は、外で働きたいです。

お金をたくさんほしいです。

なぜかと言うと・・・

自立支援法になって利用料を払うと使えるお金がすくなく
なります。

僕はいろんな楽しみがあるけれど、それをがまんしないと
いけなくなります。

お母さんも体が弱いので、家の中を動きやすくしてあげたい
けれどお金がいります。

だから、そとで働いてたくさんお金がほしいです。

でも、仕事あまり無いので僕らができる仕事がほしい。

外で働く時に、サポートしてくれる人がほしい。

そしていつかグループホームで暮らしたい。

(2)

2006. 9. 30 「自立支援法フォーラム」

中村 友美

こんにちは、私^{わたし}はいなほ作業所^{さぎょうじょ}に通っている「中村^{なかむら} 友美^{ともみ}」
と言います。

私^{わたし}は、自立支援法^{じりつしえんぽう}が決まったことで作業所^{さぎょうじょ}をやめて外で
働^{はたら}こうと思いました。

本当^{ほんとう}は、作業所^{さぎょうじょ}で働^{はたら}きたいけど利用料^{りようりょう}を払^{はら}うと、両親^{りょうしん}に
迷惑^{めいわく}をかけてしまうので作業所^{さぎょうじょ}に行きづらくなりました。

利用料^{りようりょう}を払^{はら}う事^{こと}によって、私^{わたし}だけでなく家族^{かぞく}に迷惑^{めいわく}を
かけています。

国会議員^{こっかいぎいん}も、もっと障害^{しょうがい}を持^もった方^{かた}の気持ち^{きもち}を考^{かんが}えて
ほしいです。

私^{わたし}は、これからも作業所^{さぎょうじょ}で働^{はたら}きたいと思うので利用料^{りようりょう}を
なくしてほしいです。

こんにちは、ぼくはワークショップゆうにかよっている

「野澤 大輔」といいます。

ぼくは、べつのしごとをさがしにいったけど ぼくのしたいしごとのぼしゅうが ぜんぜんありませんでした。はがいいと おもいました。もっと ぼくらができるしごとがほしいです。

これから じっしゅうにいたりするけど サポートをしてくれるひとがおるのかな? と ふあんになってきます。

そんなひとがおってほしい。

それから、ぼくたちは しごとをおぼえるのにじかんがかかります。

ゆっくりおぼえていきたいです。

ひとりでしごとをまかせられると これでいいのかな? とふあんになってきます。

なかまのひとも しごとでわからないことはおしえてくれるけれど いそがしそうで ききにくいことがあったといっていました。

そんなときも ふあんになると おもいます。

ぼくらのことを わかってくれるひとが そばにいてほしいです。



ほん 人 大 会 (1)

みんなで考えよう。
みんなで楽しもう。



発表者	すみなかかずや 住中和哉 ともやすたかひろ 友保貴裕 やまもとしげお 山本重夫 にしはらたつぞう 西原辰三 たけしたゆうか 竹下友香 なかちしょうこ 中地祥子 とくあみけいこ 徳網桂子 いじょう めい 以上7名
所属	しゃ だん ほう じん 社団法人 こう べ し て 神戸市手をつなぐ育成会 いく せい かい
タイトル	「てとて」をつなごう！ ～ 18年度「てとて」活動報告 ～



てとて は、知的障害者の余暇活動の充実、「地域で共に生きる」ことの啓発、地域における仲間づくり・ネットワークづくりを目的（学習課題）に、しょうがひしゃほんにん しえんしゃ じぎょう じっし ちゅうおうし ぶ しえん ちてきしょうがひしゃほんにん 障害者本人と支援者が事業を実施し、中央支部が支援する知的障害者本人よ かつどう 余暇活動です。

げんそく ちゅうおうし ぶかひんしんじょ しょうがひしゃほんにん ひとり さん かつどう さい 原則として、中央支部会員子女の障害者本人（一人で参加活動できる18歳いじょう まいつきだい にちようび ごぜんちゅう かつどう 以上）が、毎月第1日曜日午前中に活動しています。

《てとて会員》 31名（男17名・女14名） 19.3末現在

うち かいりん めい ちゅうおうし ぶ てんきょ かいりん 内 OB会員 4名（中央支部から転居の会員）

じゅんかいりん めい しんぜん みかげやまて りようしゃ 準会員 6名（神前ホーム。御影山手ホームの利用者）

《てとて支援者》 代表：戸江 会計：岩野 黒岩 書記：高岡

ほんにん すみなか やまもと しげ やまの い たかはし よだ なかち とくあみ たけした めい ねんど 本人リーダー：住中、山本（重）、山野井、高橋、余田、中地、徳網、竹下（8名）19年度

しえんしゃ 支援者： とえ きくかわ くれ す が さなが こうべりゅうこうこう 戸江、菊川、呉、巢河・佐長（神戸龍谷高校）

ほんみや いわの いけのもと かねもと にしかわ かじわら かわごえ いじょうしゃかいじん 本宮、岩野、池野本、四柳、指方、金元、西川、梶原、川越（以上社会人）、

かわぐち おおにし いちかわ なかた まつもと くりわ まつなが みうら いじょうだいがくせい 川口、大西、市川、中田、久貝、松本、黒岩、松永、三浦（以上大学生）

こうべりゅうこうこう ふうし せいとたち ほか 神戸龍谷高校JVC、福祉コース生徒達 他



へいせい ねん かつどう
平成19年度「てとて」活動について

へいせい ねん がつ にち にち
平成19年3月25日（日）

へいせい ねん かつどう 平成18年度「てとて」活動		へいせい ねん かつどう よてい あん 平成19年度「てとて」活動予定（案）	
がつ 4月	8（土）日帰りバス旅行	がつ 4月	7（土）日帰りバス旅行支部
がつ 5月	3（祝）特別プログラム（陶芸） たんばでんとうこうげいこうえんたちくすえ さと [丹波伝統工芸公園立杭陶の郷]	がつ 5月	3（祝）特別プログラム（陶芸） びじゅつかん [エンバ美術館] にち 6（日）バーベキュー むら [しあわせの村]
がつ 6月	11（日）開講プログラム（卓球） にち やきゅうかんせん せん 25（日）野球観戦（オリックス戦）	がつ 6月	3（日）開講プログラム（卓球）
がつ 7月	1（土）選択プログラム ごぜん ・プール（午前） ご ごと ・バドミントン（午後） にち 16（日）テニス	がつ 7月	選択プログラム ・プール ・テニス ろうじん ほうもん ・老人ホーム訪問 やきゅう せんかんせん ・プロ野球オリックス戦観戦
がつ 8月	26（土）・27（日）六甲山宿泊訓練	がつ 8月	25（土）・26（日）六甲山宿泊訓練 とざん ろっこうぼくじょう （登山・六甲牧場）
がつ 9月	2（土）市知連合同レクリエーション ふれあいコンサート にち 10（日）「せるくる」バーベキュー	がつ 9月	9（日）近畿大会参加（奈良）
がつ 10月	1（日）グランドゴルフ こうべりゅうこくこうこう [神戸龍谷高校] ど ぜんこくしょうがいしゃ 14（土）全国障害者 こくたいかんせん のじぎく国体観戦	がつ 10月	7（日）グランドゴルフ こうべりゅうこくこうこう [神戸龍谷高校]
がつ 11月	5（日）お楽しみ会 にち せいねん げんき しゅさいおんがくさいさんか 26（日）青年「元気」主催音楽祭参加	がつ 11月	10（土）市知連合同 さんか レクリエーション参加 たの よしとしんきげき お楽しみ（USJや吉本新喜劇）
がつ 12月	10（日）支部クリスマス会	がつ 12月	9（日）支部クリスマス会 こうべ [ホテルサンルート神戸]
がつ 1月	22（日）新年会 ・カラオケ／ボーリング [ラウンドワン] とうてんこう りょうり ・東天紅バイキング料理	がつ 1月	新年会 ・カラオケ ・ボーリング
がつ 2月	5（日）音楽プログラム（和太鼓） にち おんがく わだいこ 25（日）音楽プログラム（音楽療法） おんがく おんがくりょうほう	がつ 2月	音楽プログラム
がつ 3月	25（日）「てとて」閉講式	がつ 3月	「てとて」閉講式

「てとて」規約（ていかん）

第一条（会のなまえ）

この会は「てとて」といい、神戸市手をつなぐ育成会中央支部本人の会である。

第二条（会の目的）

この会の目的は、次のとおりである。

- （１）みんなで仲良く、勉強をしたり、楽しいことをしたり、話し合ったり、自分自身が積極的に活動に取り組んでいこう。
- （２）他の人の手助けをしよう。
- （３）仲間をどんどん増やしていこう。

第三条（会の活動内容）

この会では次のようなことをおこなう。

- （１）勉強（社会、スポーツ、音楽など）。
- （２）レクリエーション、交流会など。
- （３）宿泊研修。
- （４）話し合いや、相談。
- （５）ほかの会（神戸市手をつなぐ育成会中央支部など）のお手伝い。
- （６）第二条の目的を達成するための活動。

だいよんじょう
第四条

かい ひ
(会費)

- (1) かい いん まい とし ねん かい ひ えん おさ
(1) 会員は毎年年会費として1500円を納める。
- かい いん かい ひら ひつよう かね かい
(2) 会員は会を開くために必要なお金はその会ごと
おさ
に納める。

だいごじょう
第五条

やく いん
(役員)

- かい つぎ やく いん
(1) この会には次の役員をおく。
- かい かい いん そう だん なや き
リーダー 会をまとめ、会員の相談や悩みを聞く。
- ご にん
五人ぐらい
- やく いん まい とし はな あ き
(2) 役員は毎年みんなで話し合いをして決めていく。
- やく いん なん かい
(3) 役員は何回やってもかまわない。

だいろくじょう
第六条

かつ どう び
(活動日)

かい し がつ ご がつ まい つき だい いち にち しょう び
この会は四月、五月をのぞく毎月の第一日曜日を
げん そく かつ どう び
原則として活動日にする。

かい じょう とう つ ごう か
ただし、会場等の都合により、変わることもある。



本人の会 (1)

みんなで考えよう。
みんなで楽しもう。



発表者	本人の会「サンメイト」と仲間たち
所属	社団法人 奈良県手をつなぐ育成会
タイトル	踊りの発表

♪ 奈良県手をつなぐ育成会「本人の会」サンメイト ♪ と仲間たちの発表

《プログラム》

(1) 「よさこいソーラン」
メンバーはサンメイト委員

「新成人のつどい」や「クリスマス会」でも発表
サンメイトおなじみの曲です。
鳴子を持ってリズムカルに！

(2) 「世界に一つだけの花」

みんなもよく知っている曲です。
指に花をつけて踊ります。
みんなで一緒に踊りましょう！

(3) 「ゴリエのミッキー」

ポンポンを持って踊ります。
楽しい曲なのでみんなで一緒に
踊りましょう！

踊りのメンバー

ありおか えのもと か おり ひらやま み よ こ いましろ み ど り ひろせ ゆ り いまむらやす こ
有岡みゆき・榎本香織・平山美代子・今城美登里・広瀬有利・今村康子

なか お あきのぶ はしもとひろ し にしやまのぼる よね た けんすけ おかざきたかひこ よしかわようぞう
中尾彰伸・橋本浩至・西山登・米田堅介・岡崎貴彦・吉川陽三

つじ いじゅん まつさかひろ し にしうらまさのり おくもと ひろ し たか ぎ あきみつ まき の まこと ま ざきりょう
辻井純・松坂洋志・西浦将統・奥本博士・高木昭光・牧野慎・真崎亮

つ の とも み よし た ゆう き ますひろ し いぬいき く よ いけしゅん や ひろ み あや つかもとひで よ
津野智美・吉田有希・鱒宏志・乾規九代・池純也・廣海紋・塚本英世

かどみつのり ゆ だひとし
門光徳・湯田均

奈良県育成会本人の会「サンメイト」の紹介

な ら けん いく せい かい ほん にん かい
奈良県育成会では本人の会「サンメイト」（会員数97名）を中心に本人活動を

おこな
行っています。ソフトボール・陸上競技・バウンドテニス・ハイキングなどの

スポーツクラブや料理教室・社会見学・クリスマス会などの活動に参加しスキ

ルアップを図っています。そして奈良県知的障害者・児体育大会の司会や準備

の担当等、奈良県育成会の新成人のつとめでは運営を手伝ったり、新成人を迎

えた仲間には歓迎の踊りや歌を披露したりと僕たち私たちのボランティア活動に

とりく
も取り組んでいます。



ほん 人 たい かい 大会 (2) デイケア



テーマ

「みんなでつくろう・みんなであそぼう」

こんなにつくってみました。

『アート』と『ミュージック』のコラボレーション

きん き 近畿のなかまとともに！！

アート指導

な ら ひがし ゑい ご がっこう
奈良東養護学校

きょう ゆ た なかしゅう じ
教諭 田中秀治

もりもとよし み みずの ゆう こ もりち さ こ
森本好美・水野祐子・森千佐子・

さ さ き ゆきみつ
佐々木幸充

な ら よう ご がっこう
奈良養護学校

きょう ゆ きょう だ やすし
教諭 京田保敏

デイケア

ボランティア全体指導

な ら けん とく べつ し えんきょういく けんきゅうかい
奈良県特別支援教育研究会

ボランティアリーダー

な ら けん とく べつ し えんがっきゅうたん にんしゃかい
奈良市特別支援学級担任者会

マンツーマンボランティア

な ら けん ち てきしょうがいしゃ し せつきょうかい かめい し せつしよくいん
奈良県知的障害者施設協会加盟施設職員

な ら けんしょうがいしゃ
奈良県障害者スポーツボランティア

はくほうじょ し たん き だいがく がくせい
白鳳女子短期大学 学生ボランティア

き おうだいがく がくせい
畿央大学 学生ボランティア

な ら さ ほ たん き だいがく がくせい
奈良佐保短期大学 学生ボランティア

せいたんがくえん がくせい
青丹学園 学生ボランティア

おおさかげいじゅつだいがく がくせい
大阪芸術大学 学生ボランティア

て づかやまだいがく がくせい
帝塚山大学 学生ボランティア

な ら けんふく し さ ぎょうしよしょう き ほつうしよじょさん し せつしよくいん
奈良県福祉作業所小規模通所授産施設職員

ほかゆう し かたがた
他有志の方々

大 会 決 議 (案)

私たちは本日、「第46回近畿知的障害者福祉大会（併催：第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会）」の名のもとに、近畿ブロック発一障害者自立支援法の充実は私たちが手で！一を基本テーマとし、多くの関係機関のご支援ご協力をいただき、そして近畿各府県より多くの友が、ここ古都奈良に集い、実り多い大会を開催することができました。

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」、10月より本格実施されて1年が経過しようとしています。障害のある人が、その人に合った支援サービスを利用しながら自立を目指し、地域で安心して暮らす、との理念に基づきスタートした「障害者自立支援法」でした。しかし激変につぐ激変のこの1年、この法が真に当事者の立場に立って熟慮され制定されたのであるのか、私たちは疑念を抱かざるを得ませんでした。

真に理念にかなった法であるために、私たち手をつなぐ育成会は情報を共有しながら、障害者本人にとってそれぞれの具体的な政策提言を積極的に行っていくことが、今後の活動とかが考えます。

そのために地域育成会から近畿育成会へ、そして全日本育成会へのネットワークを最大限発揮しなければなりません。

大会主題に沿って障害者・児の～『学ぶ』・『働く』・『生きる』・『暮らす』・『楽しむ』を支える～に基づき次の事項が速やかに実現されるよう決議いたします。

き 記

一、障害者本人が自ら働くことによって夢のある人生を送れるような、就
労支援と所得保障の充実が図られること。

一、障害者本人それぞれが、地域間格差のない個別支援計画に基づいた適
切な支援が受けられるよう相談支援事業の整備・充実が図られること。

一、障害者本人にとって、今後予想される介護保険との統合の是非につい
ては、徹底的に検討協議されること。

一、障害者本人誰もが安心して医療が受けられるよう、障害者医療体制の
整備・充実が図られること。

一、障害児本人が、学齢期における生活全般から見た、特別支援教育の適
切な整備充実が図られること。

一、国連で採択された「障害のある人の権利に関する条約」（略称：障害
者権利条約）の批准と国内法令の早期整備が図られること。

以上決議するとともに、育成会に入っていて良かったとの思いを大切にし、そ

れを若い世代につないでいくことと、本人活動がさらに、楽しく、たくましく、

自立していくことを目指します。

平成19年9月9日

だい かい きん き ち てきしょうがいしゃ ふく し たいかい
第46回 近畿知的障害者福祉大会
へいさい だい かい な ら けん て いくせいかいけんぎゅうたいかい な ら し たいかい
(併催 第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会奈良市大会)

ほん にん たい かい けつ ぎ あん
本人大会決議(案)

わたし かか ぎょうせい かぞく しえんしゃ かつて き わたし き
1. 私たちに関わることは、行政や家族、支援者は勝手に決めないで私たちをまじえて決め
てください。

わたし あんしん はたら ばしょ
2. 私たちが安心して働ける場所をふやしてください。

わたし こうえいじゅうたく りよう やちん たか ばあい やちんじよせいせいど じゅう
3. 私たちに公営住宅をもっと利用させてください。家賃が高い場合は、家賃助成制度を充
じつ
実してください。

わたし たちば そろばん う ばしょ どにち しゅくじつ ふく つく
4. 私たちの立場になって相談を受けてくれる場所を、土日、祝日も含めて作ってください。

りょういく てちょう か つか
5. 療育手帳をカード化して、使いやすくしてください。

しょうがい じゅうど けいど およ きより す ちいき かか こうつうき かん うんちん
6. 障害の重度・軽度及び距離、また住んでいる地域に関わらず、すべての交通機関の運賃
わりびき じっし
割引を実施してください。

ひょうしき えき でんしゃ つか
7. 標識やアナウンスはもっとわかりやすく、駅や電車やバスなど、もっと使いやすくして
ください。

りょういく てちょう も ひと しょうがいしゃ き そねんきん
8. 療育手帳を持っている人すべてが、障害者基礎年金をもらえるようにしてください。

しゃかい なか ぎゃくたい こま なかま わたし けんり ちゅうしょう
9. 社会の中で虐待やいじめで、困っている仲間がいます。私たちの権利をまもり 中傷し
ぼうがい ぎゃくたい ぜったい
たり、妨害や虐待することは絶対にやめてください。

わたし きぼう む すす いじょう けつぎ
私たちが希望に向かって進むことができるよう、以上、決議します。

へいせい ねん がつ にち
平成19年9月9日

きんき あつ かい いちどう
近畿みんなで集まる会 一同



皆様にご協力・ご支援

いただいております

(順不同)



祝

奈良県障害者福祉連合協議会

奈良県心身障害者施設連盟

奈良県知的障害者施設協会

奈良県社会就労センター協議会

社団法人奈良県手をつなぐ育成会

奈良県肢体不自由児・者父母の会連合会

奈良県重症心身障害児（者）を守る会

奈良県精神障害者家族会連合会

奈良県精神障害者地域生活支援団体協議会

奈良県障害者協議会

きょうされん奈良支部

奈良県障害者の生活と権利をまもる連絡会

高齢者向け賃貸住宅

さがなかだい

ウィッシュヒルズ相楽台



経験豊富な介護スタッフが365日24時間常駐し、安全と快適な生活を約束してくれる「ウィッシュヒルズ相楽台」。田園風景が望めるものの、近鉄「高の原」駅から車で3分という交通アクセスの良い環境にあるため、奈良市内へも気軽に足を運べ、四季折々の豊かな自然を身近に体感することができます。また、周辺には大型ショッピングセンターや映画館があり、「静」と「動」を身近に味わっていただけます。

月額利用料

個室	138,000円	※東側居室は141,000円
2人部屋	233,500円	
内訳	家賃	個室 52,000円（東側居室は55,000円） 二人部屋 78,000円
	管理費	個室 33,000円（光熱費・衛生管理費等） 二人部屋 49,500円
	食費	53,000円（お一人一日3食）
※欠食事は各食単位で減額いたします。 ※お食事はご家族様もご利用できます。（別途料金必要）		
礼金	個室162,000円	二人部屋234,000円
介護の必要な方は在宅サービスを受けることができます。（別途料金必要）		

食住癒

光のさしこむダイニングでのお食事。一流ホテルや老舗料亭の手法を取り入れ、器にもこだわっているため、日に三度「味覚」の喜びだけでなく、「視覚」でも楽しんでいただけます。

全居室エアコン標準装備。また、ナースコールなどの緊急通報装置も設置しているので、安心して生活できます。ミニキッチン・トイレ付の2人用居室も4部屋あるので夫婦やご兄弟で入居も可。

浴場は明るい日差しが注ぐ大浴場や、ご自宅と同じように1人ずつ入浴できる個人浴室の2種類からお選びいただけます。心身の状況に合わせて使い分けができるのも安心につながります。

お問い合わせは気軽にどうぞ♪

khs khsグループ
ウィッシュヒルズ相楽台
京都府木津川市相楽台6丁目14-1
(きのつバス「相楽台東」バス停から徒歩2分)
ろうごは らくに
0120-650-692



khs タクシー

初乗り540円

クイック いちばん

ご予約は
フリーダイヤル **0120-0919-18**

khsタクシーなら！

ポイントが貯まる！！商品券がもらえる！！！！

khsタクシーは9月よりポイントカードを導入します。

各種クレジットカードはもちろん！なんとTSUTAYAカードだって使えます！同じ乗るならkhsタクシーですよ！

※黒タクシーのみのサービスです。

祝

第46回近畿知的障害者福祉大会

併催：第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会
(奈良市大会)

■ 業 務 内 容

- ☐ 印刷・出版・広告・編集
- ☐ ホームページ作成
- ☐ グラフィックデザイン・プランニング
- ☐ Mac & Win DTP
- ☐ DM・折り込み・ポスティング
- ☐ POP・ディスプレイ・看板・テント

 有限会社 **マルワ**

〒537-0025 大阪市東成区中道3丁目13番23号

TEL.06-6971-0082

FAX.06-6971-0083

E-mail:maruwa.y@io.ocn.ne.jp

やすらぎ法律事務所

弁護士	相	良	博	美
弁護士	三	村	英	子
弁護士	北	條	正	崇

奈良市高天市町11番地 高天飯田ビル6階
(やすらぎの道、高天の交差点すぐ)
TEL: 0742-24-2003
FAX: 0742-20-2588

祝



第46回近畿知的障害者福祉大会
第37回奈良県手をつなぐ育成会研究大会



大和信用金庫

本店 桜井市桜井281-11 TEL:0744-42-9001

いつも知的冒険心

TOMBO  [®]

株式会社 トンボ鉛筆

〒577-0013 東大阪市長田中4-6-47

Tel.06-4309-3450 Fax.06-4309-3460

E-mail:morisitah@star.tombow.co.jp

URL:http://tombow.com

ISO14001:2004 認証取得

ISO9001 :2000 認証取得

大会の宿泊お申込は JTB奈良支店まで



お電話1本で。ご来店不要。通信販売もOK！

お申込、お問合せは

JTB西日本奈良支店営業課

TEL：0742-23-2521

FAX：0742-26-2521

平日 9：30～17：30 土日祝休み

JTB西日本奈良支店電話予約センター

TEL：0742-23-2525

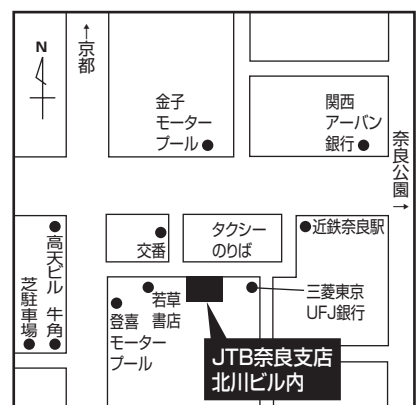
平日・土曜10：00～19：00 日曜・祝日10：00～18：00

(12/30～1/3・5/3～5/5は、お休み)

契約駐車場 1時間無料券差し上げます

(金子モータープール・登喜モータープール・芝駐車場)

ホームページ：www.jtb.co.jp/shop/nara/



応援しますあなたのくらし

奈良中央信用金庫

理事長 鈴木 幸 兵

本店／磯城郡田原本町132の10 ☎0744-33-3311(代)

すべての人に愛と感動をお届けするために
真心を込めてプロデュース!!



セントラル映電株式会社
セントラルプロモーション

本社／大阪市浪速区元町1丁目3番19号
TEL 06-6641-3822 FAX 06-6641-6561
URL <http://www.central-eiden.com>

営業所／奈良県天理市備前町263番地
TEL 0743-66-0023

年間1500ヶ所以上の上映会、公演、イベントなどを実施する、
信頼と実績のプロフェッショナル集団。

コンサート

講演

芸能・演芸

演劇

映画

イベント企画制作

Planning +

Soft
Hard
Tool

+ Management

ホームページ
アドレス

<http://www.shaddy.gr.jp/65090-000/>

シャディギフト



N C R

0120-222-689

TEL.0744-28-5035 FAX.0744-28-5036

愛をかたちに...



シャディ®

〒634-0045

奈良県橿原市石川町412-1

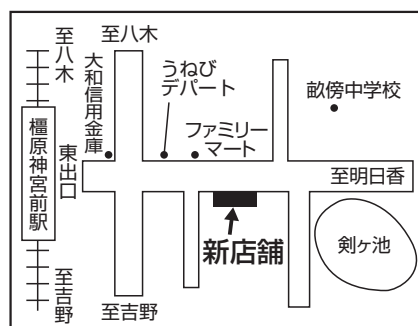
営業時間／

AM9:00～PM7:00

年中無休

メールアドレス／

65090-000@shaddy.ne.jp



外科・内科・整形外科・リハビリテーション科

医療法人 枡岡診療所

〒639-0236

奈良県香芝市磯壁4丁目162の1

電話 (0745) 76-7678番



記念館

ギャラリー "清心"

心の器・夢永清心 展示 田中邦夫

〒639-0236

奈良県香芝市磯壁2丁目1063-10

電話 (0745) 76-0110

万能和食の素 5倍濃縮

特製 **つゆ**

煮物等、料理に最適!!
ご進物にもどうぞ。

1ℓ

1,480円



徳用 ふわっと 低塩 8%

紀州南高梅
つぶれ梅



紀州指定地域農園にて、
栽培した南高梅を使用。

500g

900円

堀内ハ郎兵衛

株式会社 **ホリウチ**

〒564-0011 大阪府吹田市岸部南3丁目14-9
電話 (06) 6381-0791(代) FAX (06) 6382-2734

KA 檀原オートメ

制御部品、電子部品、電設資材部品、配線材料部品、
空圧部品の卸業及び部品の加工業

〒634-0823

奈良県檀原市北妙法寺町578

TEL 0744-21-2556 FAX 0744-21-2557

中空成型製品製造販売

森本プラスチック工業所

代表者 森本 忠信

〒634-0845 奈良県檀原市中曾司町341-2

TEL. 0744-22-4574 FAX. 0744-25-5110



「藍は生きている」

だから優しく愛おしい色

身に着けても飾っても癒されるのです。

本藍染め体験教室
予約受付中!

奈良県大和郡山市北郡山町244

TEL 0743(52)2328 FAX (052)3928

<http://www3.kcn.ne.jp/~watagen/>

大会賛助市町村手をつなぐ育成会

奈良市手をつなぐ親の会

天理市手をつなぐ育成会

大和郡山市手をつなぐ育成会

生駒市手をつなぐ育成会

生駒郡(三郷町・斑鳩町・平群町・安堵町)
手をつなぐ育成会

磯城郡(田原本町・川西町)
手をつなぐ育成会

桜井市手をつなぐ育成会

宇陀市手をつなぐ育成会

橿原市手をつなぐ育成会

大和高田市手をつなぐ育成会

香芝市手をつなぐ育成会

北葛城郡(上牧町・王寺町・広陵町・河合町)
手をつなぐ育成会

葛城市手をつなぐ育成会

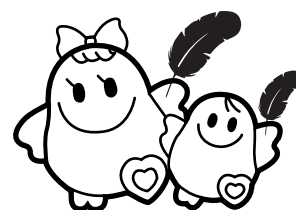
御所市手をつなぐ育成会

五條市手をつなぐ育成会

吉野郡(大淀町、吉野町、下市町、川上村、
東吉野村、黒滝村、上北山村)
手をつなぐ育成会

高市郡(高取町手をつなぐ育成会)
奈良県手をつなぐ育成会明日香)

愛ちゃん と 希望くん



© 中央共同募金会

事 務 局

社 団 法 人 奈 良 県 手 を つ な ぐ 育 成 会

所 在 地

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 320-11
奈 良 県 社 会 福 祉 総 合 セ ン タ ー 内
T E L (0 7 4 4) 2 9 - 0 1 5 0
(0 7 4 4) 2 9 - 0 1 8 6
F A X (0 7 4 4) 2 9 - 0 1 5 1
E - mail: n - ikuseikai@blue.ocn.ne.jp



しゃかいふくし ほうじん
社会福祉法人

な ら けん て
奈良県手をつなぐ育成会

「たかとりワークス」
ふじながま い さくひん
藤永真衣さん作品より